

2012

9

SEPTEMBER

Vol.50

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life



株式会社 大松土建

特集

全国産業廃棄物連合会各正会員会員
企業の基礎情報等に係る調査結果

廃棄物管理士講習会 (産業廃棄物排出事業者講習会)

お申込み受付中!!

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

受講料

10,000円（資料代／消費税込み）

開催期日

開催期日	受講日数	定員
平成24年	10月5日(金)	1日 100名
	12月14日(金)	1日 100名
平成25年	1月25日(金)	1日 100名
	3月22日(金)	1日 100名

開催場所

会場：天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



平成22年度法令改正対応

廃棄物管理士講習会用教材

廃棄物管理の実務

(平成24年度)

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

Osaka pref. Industrial Waste Association

好評発売中!!
(2,000円)



受付機関

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5(中央谷町ビル5階) TEL 06-6943-4016 FAX 06-6942-5314

C O N T E N T S

**特集●全国産業廃棄物連合会各正会員会員企業の基礎情報等に係る
調査結果報告書（平成24年8月）**

**行政だより●●「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）において
平成23年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（平成24年3月30日環廃産発第120330002号）**

2

●中古又は使用済家電製品を輸出しようとする際の注意点について
(平成24年4月27日事務連絡)

26

●「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について
(平成24年5月10日環廃産発第120510001号)

27

●特定建築材料以外の石綿含有建材の取扱いについて
(平成24年7月17日環水大大発第120717001号)

29

●大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針
(平成24年6月18日改定) の新旧対照表

45

●環境に配慮した事業活動を行いましょう！

50

廃棄物処理先進事例調査●（第1回・第2回／連載3回）

54

●マカオ国際環境企業フォーラム及び展示会

58

●リマテック株式会社（東北支社）
～岩手県大船渡市内における災害廃棄物の処理～

新規入会会員紹介●

63

O S K 通信●

64

会員紹介●株式会社 大松土建

66

新刊紹介●

71

●赤澤健一『遺品整理業、始めました。

～廃棄物ビジネスからソーシャルビジネスへ～』（出版文化社、2012年）

●一般社団法人廃棄物資源循環学会『災害廃棄物分別・処理実務マニュアル
～東日本大震災を踏まえて～』（ぎょうせい、2012年）

研修・セミナー紹介●

73

バックナンバーのご案内●

74

- Clean Life
- よくわかるシリーズ
- 廃棄物法制等普及促進シリーズ

表紙写真提供：

株式会社 大松土建 〒531-0074 大阪市北区本庄東2-10-15
(写真：中島リサイクルセンター 〒555-0041 大阪市西淀川区中島2-12-49)

特集

各正会員会員企業の基礎情報等に係る 調査結果報告書

平成24年8月

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

1. 調査概要

(1) 調査目的

産業廃棄物処理業界に関する基礎情報は、一元的にまとめたものではなく、その実態は明らかとなっていない。そこで、当連合会では、各都道府県産業廃棄物協会に加入されている産業廃棄物処理業者に関する基礎的な情報の把握を行った。

また、今後想定される種々の要望活動に向けた業界としての意見集約のため、事業を営む際に傘下会員が直面している課題等についても合わせて調査した。

(2) 調査概要

調査の実施は下表のとおりである。

項目	概要																																																																																																				
① 調査対象	<ul style="list-style-type: none">各正会員 傘下事業者（各正会員から提出された会員名簿による）<ul style="list-style-type: none">…産業廃棄物処理業許可を取得している会員に限る。…複数の協会に加盟している事業者は、分かる範囲で名寄せし、一つの事業者として扱った。																																																																																																				
② 収集期間	<ul style="list-style-type: none">平成23年10月6日～11月25日（12月末まで延長回収）																																																																																																				
③ 収集方法	<ul style="list-style-type: none">調査標の郵送返信用封筒の同封による回収（一部FAXによる回収）																																																																																																				
④ 発送数	<ul style="list-style-type: none">14,337事業所（14,350発送、うち13事業所が未達）																																																																																																				
⑤ 回収状況	<ul style="list-style-type: none">有効回答 3,940事業所（回収率27%） <p>〈都道府県別回収数〉</p> <table border="1"><thead><tr><th>都道府県</th><th>北海道</th><th>埼玉県</th><th>90</th><th>岐阜県</th><th>107</th><th>鳥取県</th><th>24</th><th>佐賀県</th><th>36</th></tr></thead><tbody><tr><td>青森県</td><td>101</td><td>千葉県</td><td>106</td><td>静岡県</td><td>199</td><td>島根県</td><td>63</td><td>長崎県</td><td>33</td></tr><tr><td>岩手県</td><td>70</td><td>東京都</td><td>137</td><td>愛知県</td><td>176</td><td>岡山県</td><td>100</td><td>熊本県</td><td>85</td></tr><tr><td>宮城県</td><td>78</td><td>神奈川県</td><td>106</td><td>三重県</td><td>68</td><td>広島県</td><td>86</td><td>大分県</td><td>67</td></tr><tr><td>秋田県</td><td>61</td><td>新潟県</td><td>173</td><td>滋賀県</td><td>26</td><td>山口県</td><td>141</td><td>宮崎県</td><td>60</td></tr><tr><td>山形県</td><td>62</td><td>富山県</td><td>102</td><td>京都府</td><td>52</td><td>徳島県</td><td>20</td><td>鹿児島県</td><td>104</td></tr><tr><td>福島県</td><td>91</td><td>石川県</td><td>53</td><td>大阪府</td><td>78</td><td>香川県</td><td>63</td><td>沖縄県</td><td>31</td></tr><tr><td>茨城県</td><td>91</td><td>福井県</td><td>37</td><td>兵庫県</td><td>125</td><td>愛媛県</td><td>88</td><td>不明</td><td>73</td></tr><tr><td>栃木県</td><td>36</td><td>山梨県</td><td>28</td><td>奈良県</td><td>17</td><td>高知県</td><td>29</td><td>計</td><td>3,940</td></tr><tr><td>群馬県</td><td>151</td><td>長野県</td><td>66</td><td>和歌山県</td><td>64</td><td>福岡県</td><td>109</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	都道府県	北海道	埼玉県	90	岐阜県	107	鳥取県	24	佐賀県	36	青森県	101	千葉県	106	静岡県	199	島根県	63	長崎県	33	岩手県	70	東京都	137	愛知県	176	岡山県	100	熊本県	85	宮城県	78	神奈川県	106	三重県	68	広島県	86	大分県	67	秋田県	61	新潟県	173	滋賀県	26	山口県	141	宮崎県	60	山形県	62	富山県	102	京都府	52	徳島県	20	鹿児島県	104	福島県	91	石川県	53	大阪府	78	香川県	63	沖縄県	31	茨城県	91	福井県	37	兵庫県	125	愛媛県	88	不明	73	栃木県	36	山梨県	28	奈良県	17	高知県	29	計	3,940	群馬県	151	長野県	66	和歌山県	64	福岡県	109		
都道府県	北海道	埼玉県	90	岐阜県	107	鳥取県	24	佐賀県	36																																																																																												
青森県	101	千葉県	106	静岡県	199	島根県	63	長崎県	33																																																																																												
岩手県	70	東京都	137	愛知県	176	岡山県	100	熊本県	85																																																																																												
宮城県	78	神奈川県	106	三重県	68	広島県	86	大分県	67																																																																																												
秋田県	61	新潟県	173	滋賀県	26	山口県	141	宮崎県	60																																																																																												
山形県	62	富山県	102	京都府	52	徳島県	20	鹿児島県	104																																																																																												
福島県	91	石川県	53	大阪府	78	香川県	63	沖縄県	31																																																																																												
茨城県	91	福井県	37	兵庫県	125	愛媛県	88	不明	73																																																																																												
栃木県	36	山梨県	28	奈良県	17	高知県	29	計	3,940																																																																																												
群馬県	151	長野県	66	和歌山県	64	福岡県	109																																																																																														

2. 調査結果

2-1 回答者の内訳

(1) 営む産業廃棄物処理業

① 営む産業廃棄物処理業の種類

収集運搬業	3,506
収集運搬 + 中間処理	1,551
収集運搬 + 最終処分	234
収集運搬 + 中間処理 + 最終処分	190
中間処理	1,872
中間処理 + 最終処分	210
最終処分	285

n=3,940

② 営む産業廃棄物処理業の主たる種類

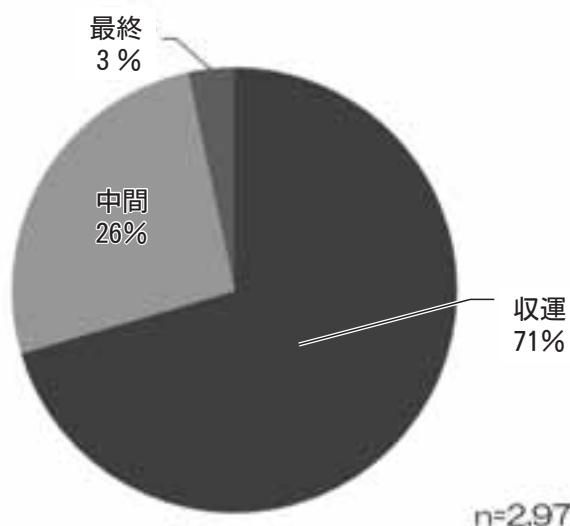


図1 営む主たる産業廃棄物業

(2) 兼業の実態

① 産業廃棄物処理業専業

産業廃棄物業の他に営む事業がある会員が85%を占め、産業廃棄物処理業の専業は2割に満たない(図2)。

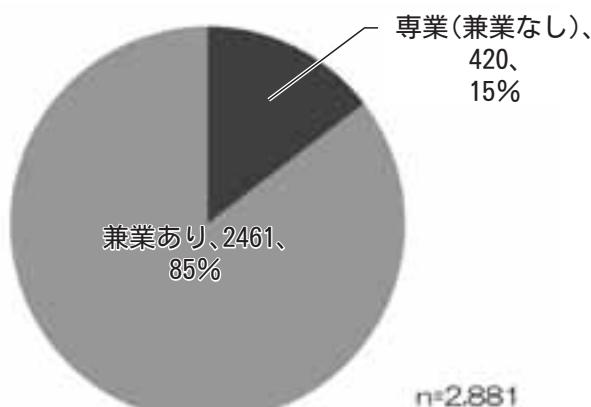


図2 専業と兼業の実態

② 兼業している事業の内訳（全体）

兼業している事業（複数回答可）を見ると、建設業が最も多く、一般廃棄物処理業、運輸業と続く(図3)。その他の事業には、生コン製造・販売、土木、鉱業、砂利採取販売、林業、とび土木、下水道維持管理、清掃業、碎石業、倉庫業、ビルメンテナンス業、採石業、解体業、浄化槽維持管理業が多い（詳細は巻末「参考資料Ⅰ：兼業している事業一覧」参照）。

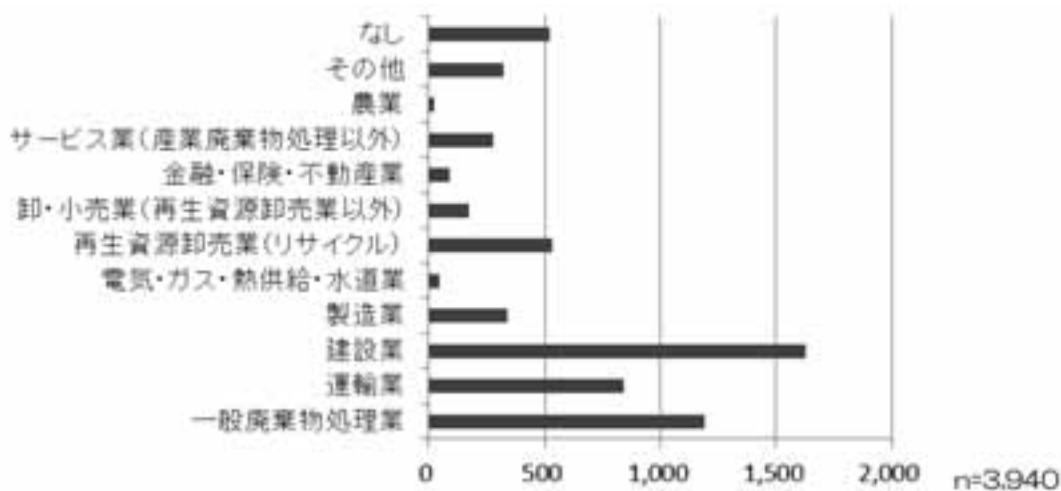


図3 兼業している事業の内訳(全体)

③ 兼業している事業の内訳（収集運搬業を営む事業者）

収集運搬業を営む事業者（中間処理業と最終処分業のいずれか、あるいは両方を営む者を含む）を見ると、全体の傾向とほぼ同じである（図4）。これは、会員の殆どが収集運搬業の許可を取得している為と想定される。

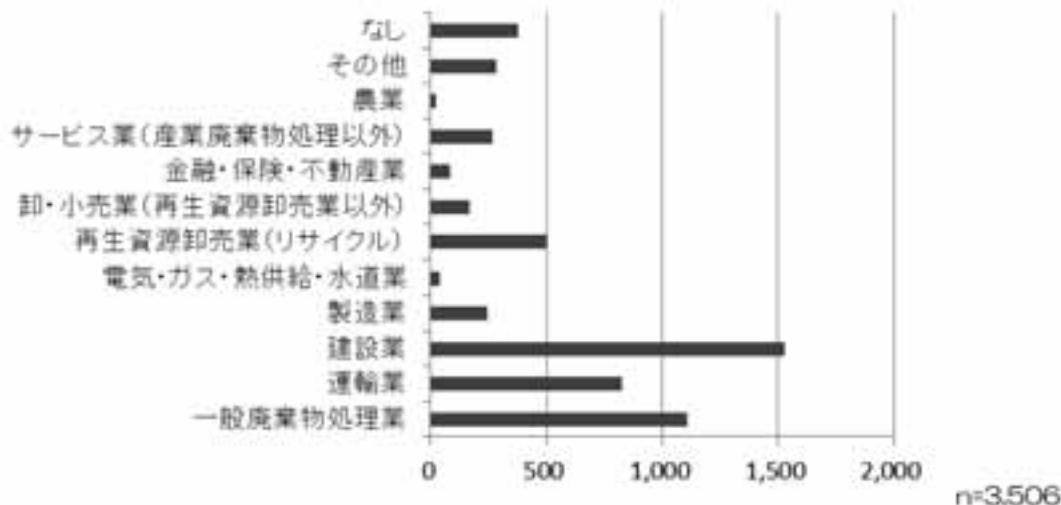


図4 兼業している事業の内訳（収集運搬業）

④ 兼業している事業の内訳（中間処理業を営む事業者）

中間処理業を営む事業者（収集運搬業と最終処分業のいずれか、あるいは両方を営む者を含む）を見ると、再生資源卸売業（リサイクル）を兼業する事業者の割合が高い（図5）。

兼業している事業の内訳（全体）（図3）と比較すると、再生資源卸売業（リサイクル）を営む事業者の殆どは、中間処理業との兼業と推察される。

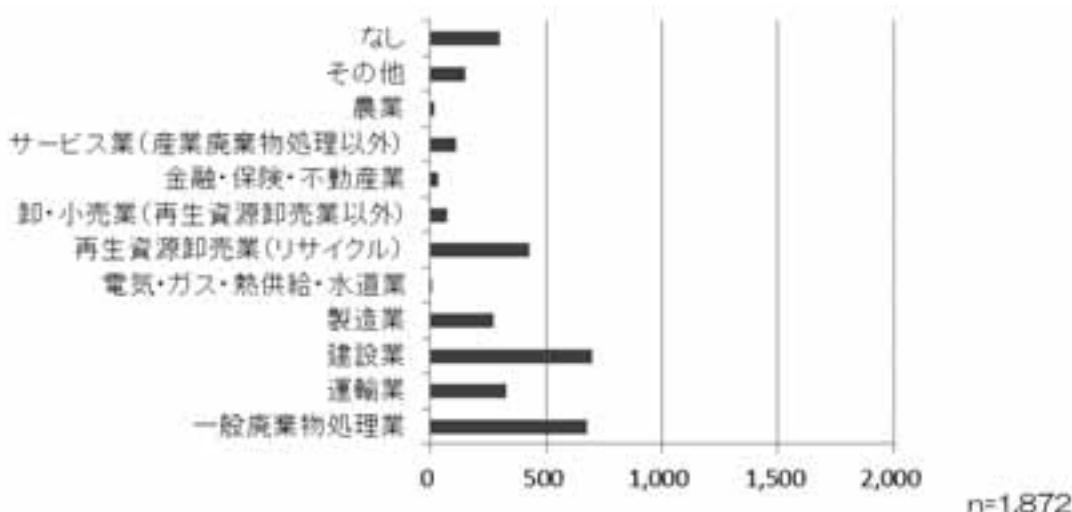


図5 兼業している事業の内訳（中間処理業）

⑤ 兼業している事業の内訳（最終処分業を営む事業者）

最終処分業を営む事業者（収集運搬と中間処理のいずれか、あるいは両方を営む者を含む）を見ると、一般廃棄物処理業を兼業する事業者の割合が高い（図6）。

兼業がある事業者のうち、最終処分場の施設種類ごとに兼業している事業を見ると（図7）、安定型最終処分場を所有する事業者は建設業と一般廃棄物処理業の兼業が突出して多く、管理型最終処分場を所有する事業者は一般廃棄物処理業の兼業が多い。

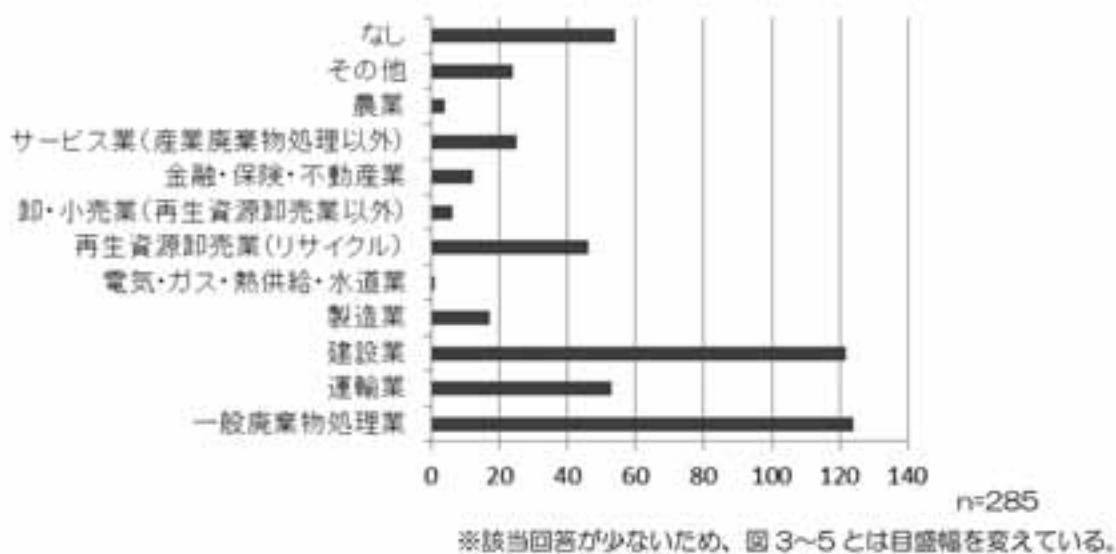


図6 兼業している事業の内訳（最終処分）

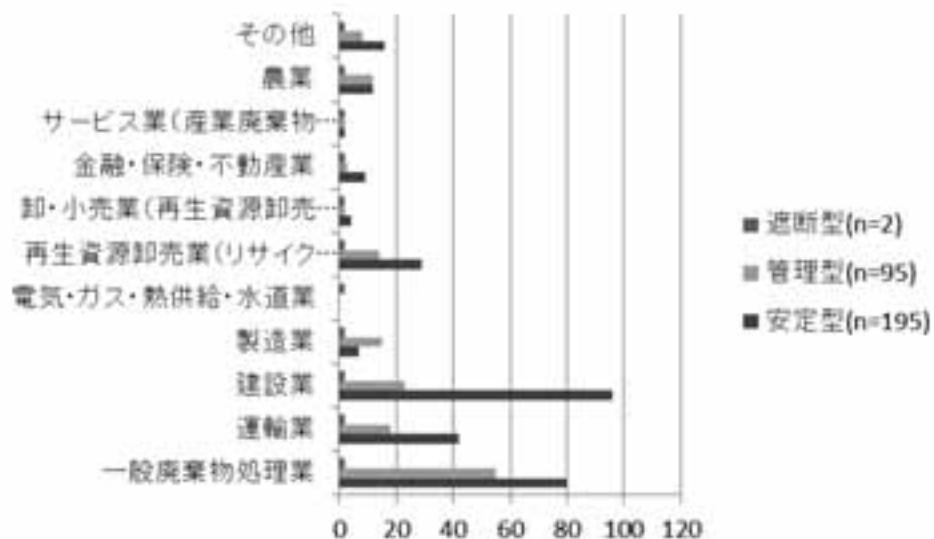


図7 兼業している事業の内訳（最終処分場の種類ごと）

(3) 兼業者の主たる事業

① 主たる事業の内訳（全体）

営む事業を複数選択した回答者（兼業がある事業者）の主たる事業の内訳を示す（図8）。産業廃棄物処理業を主たる事業とする事業者が最も多いものの、その事業者数の半数強にあたる400強の事業者が建設業を主たる事業としている。

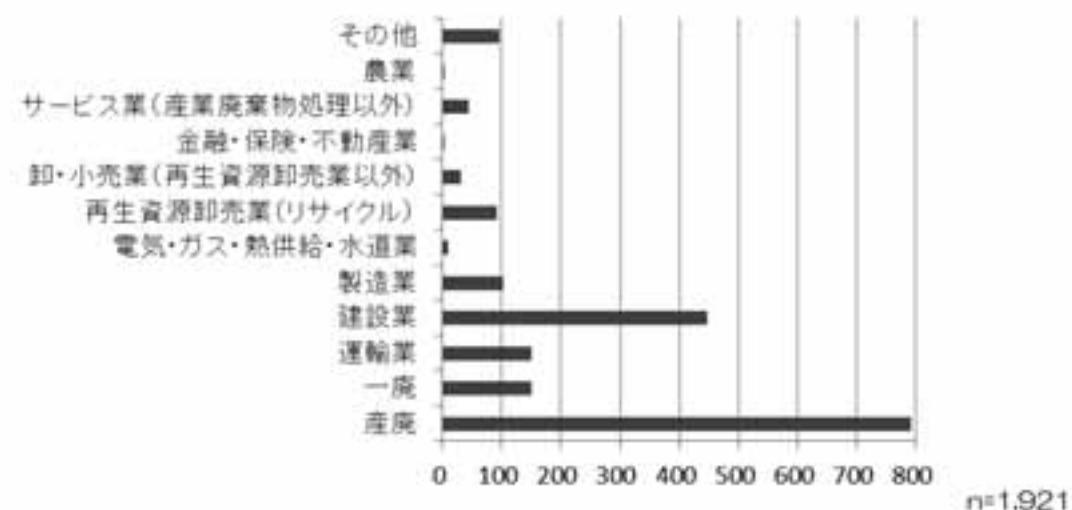


図8 主たる事業の内訳（全体）

② 主たる事業の内訳（収集運搬業を営む事業者）

収集運搬業を営む事業者（中間処理業と最終処分業のいずれか、あるいは両方を営む者を含む）の主たる事業を示す（図9）。産業廃棄物処理業以外では、建設業、運輸業、一般廃棄物処理業を主たる事業とする事業者が多い。

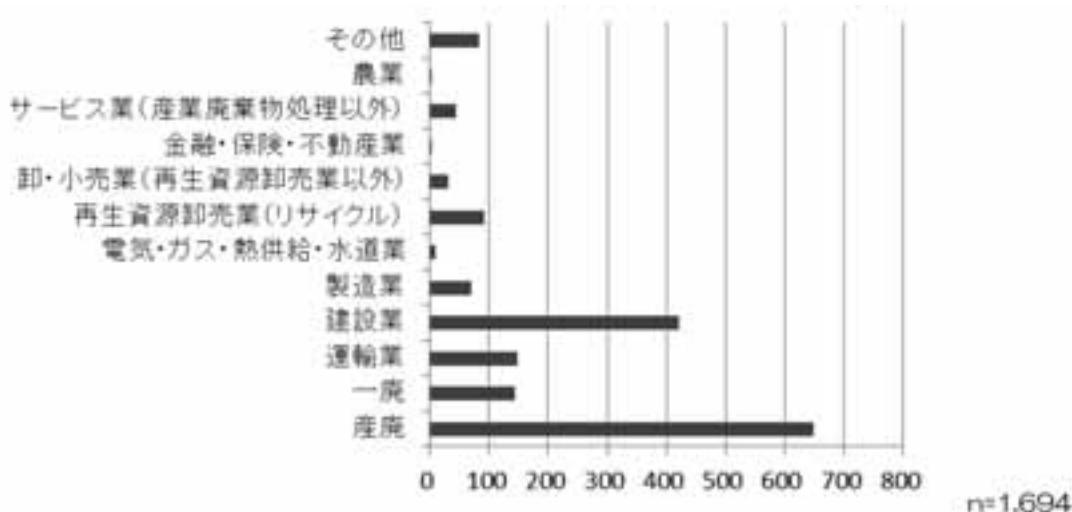


図9 主たる事業の内訳（収集運搬業）

③ 主たる事業の内訳（中間処理業を営む事業者）

中間処理業を営む事業者（収集運搬業と最終処分業のいずれか、あるいは両方を営む者を含む）を見ると、産業廃棄物処理業が主たる事業である事業者の比率が高い（図10）。

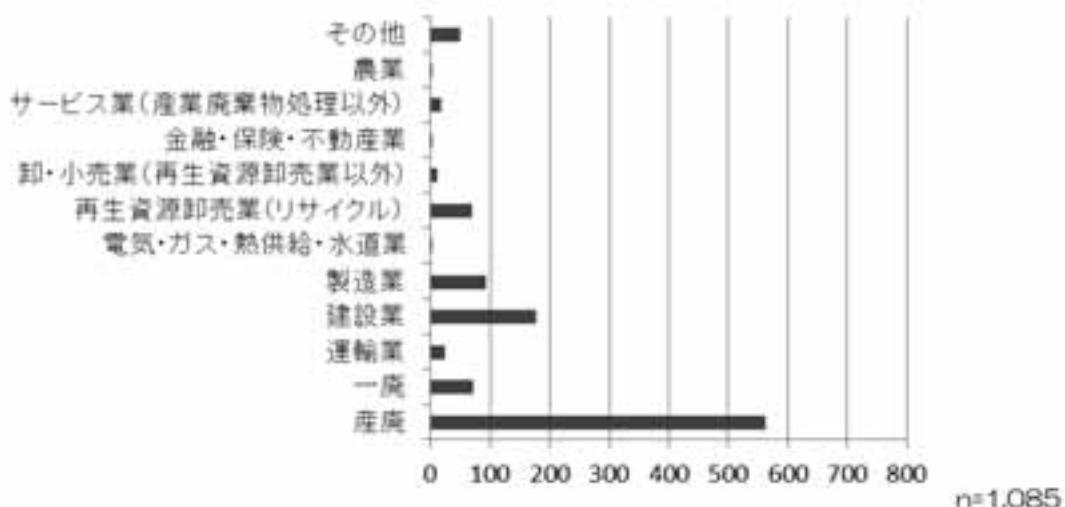
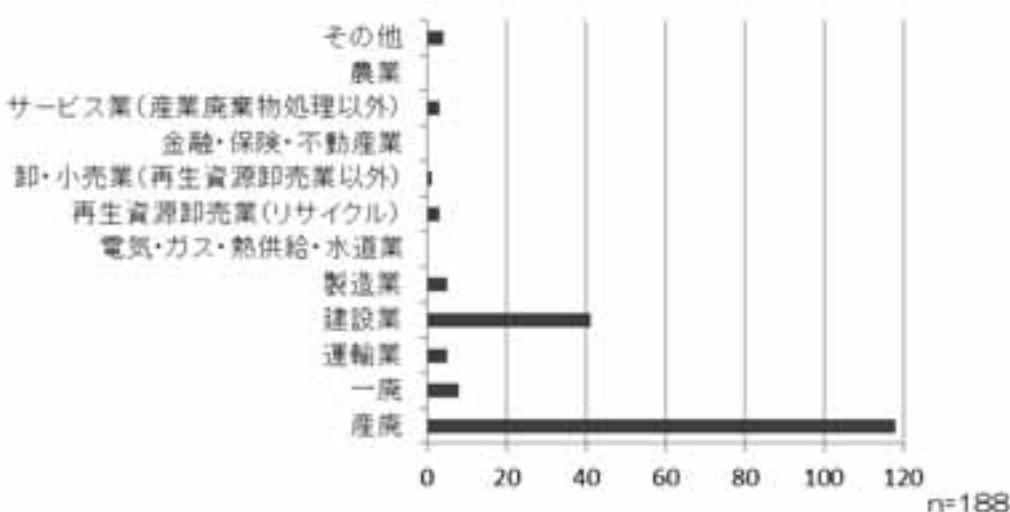


図10 主たる事業の内訳（中間処理業）

④ 主たる事業の内訳（最終処分業を営む事業者）

最終処分業を営む事業者（収集運搬と中間処理のいずれか、あるいは両方を営む者を含む）を見ると、産業廃棄物処理業の他には建設業が多い（図11）。



※該当回答が少ないため、図6～8とは目盛幅を変えている。

図11 主たる事業の内訳（最終処分業）

2 – 2 事業の創業年

(1) 事業の創業年

事業の創業年は1970代が一番多く、その後は減少をしている。産業廃棄物処理業の開始年はそれよりも遅れてピークが現れる。すなわち、1970年代から増え始め、1990年代を境に減少をしている(図12)。

産業廃棄物の業の区分ごとに見ると、1990年代の収集運搬業の増加が顕著である。

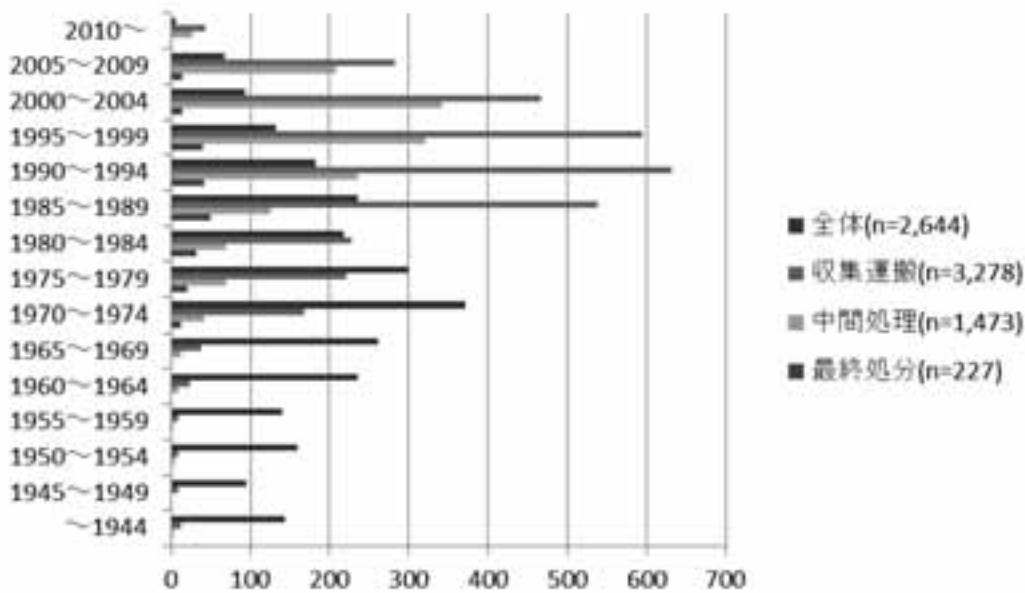


図12 事業の創業年

<参考 廃棄物処理法改正の主な経緯>

1970年	・廃棄物処理法制定。
1991年	・産業廃棄物処理業を4区分に分け、許可期限を5年とし、許可の更新制度を導入。
1994年	・シュレッダーダスト等を、従来の安定型最終処分場から管理型に義務づけ。
1997年	・最終処分場の裾きりが撤廃され、ミニ処分場に対する規制強化。
2000年	・不法投棄、無許可営業、無許可処理業者に対する委託等の違反の罰則を強化。
2005年	・無許可営業について、法人重課の規定を設け、不法投棄や不法焼却と同等の1億円以下の罰金を科す。
2010年	・建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。 ・積替え又は保管を伴わない場合で、一つの政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合は、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が許可を行う。

(2) 創業年と産業廃棄物業の開始年

創業年と産業廃棄物処理業の開始年を、産業廃棄物の業の区分ごとに見ると、創業年と開始年の差が最も大きいのは中間処理業であり、最終処分業、収集運搬業と続く(図13～15)。さらに、主たる事業ごとに見ると、主たる事業を卸・小売業(再生資源卸売業以外)としている事業者において、創業から産業廃棄物処理業を開始するまでの経過年が突出して長い傾向にある。逆に、主たる事業を一般廃棄物処理業としている事業者の産業廃棄物処理業への参入までの経過年は短い。

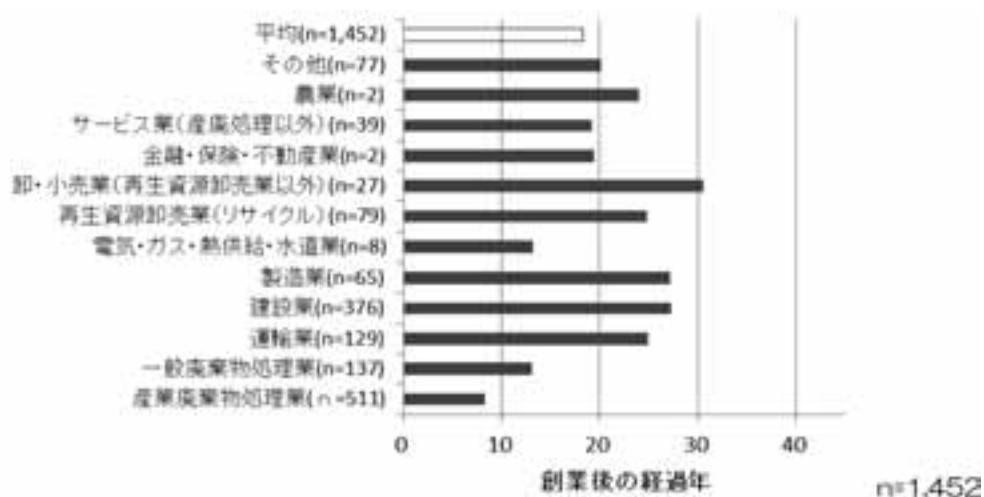


図13 創業から産業廃棄物処理業（収集運搬業）の開始までの経過年
(主たる事業ごと)

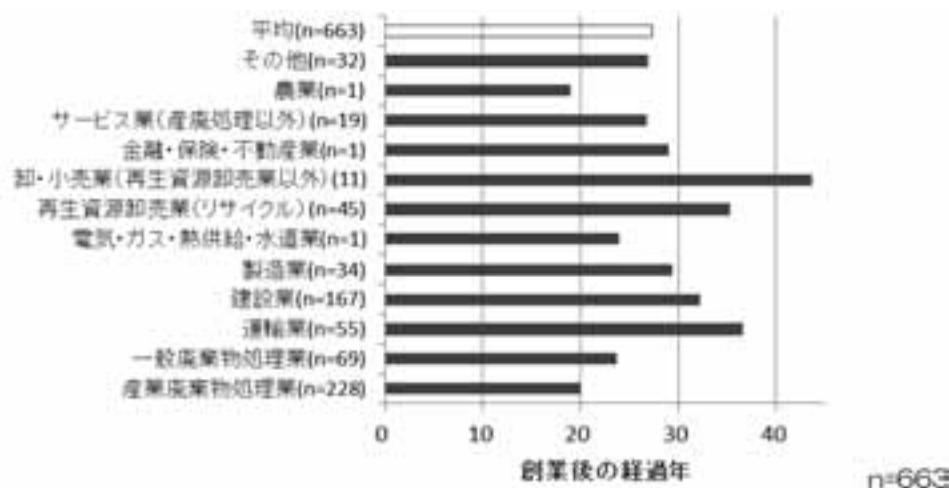


図14 創業から産業廃棄物処理業（中間処理業）の開始までの経過年
(主たる事業ごと)

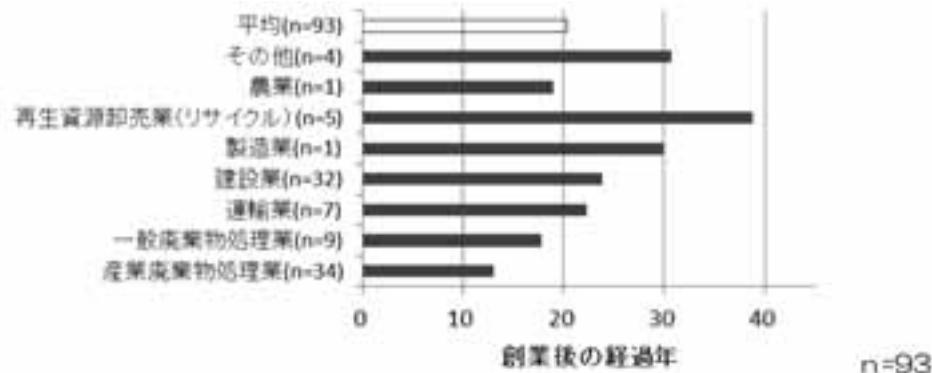


図15 創業から産業廃棄物処理業（最終処分業）の開始までの経過年
(主たる事業ごと)

2 - 3 処理量

(1) 収集運搬量

26,968,028 t／年 (n=2,564) ※うち実績なし (0 t／年と回答) は173事業所 (回答の 7 %)

全回答者の収集運搬量の運搬量ごとの事業者数を以下に示す (図16)。

10万 t／年を超える事業者も少数存在するが、その殆どは5千 t／年の収集運搬量であり、実績なし (0 t／年) の事業者も少なくない。

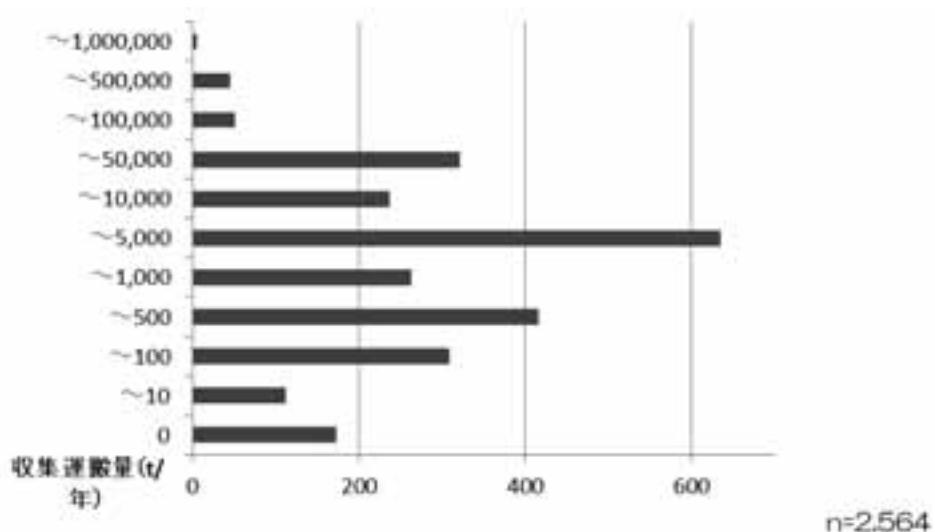


図16 収集運搬量ごとの事業所数

(2) 中間処理量

中間処理後物の流れを見ると、有償売却をしている施設が多く、有価物やリサイクル品の売却を実施している事業者が多いと想定される (図17)。

その他の例として、自社利用75件 (自社埋立、自社現場利用等) が多く、以外には、工場内ストック、再生等の他用途減量化等がある。なお、実績なし (0 tと回答) は無かった。

中間処理量 (t/年)	施設数		
37,981,253	2,391		
		中間処理後物 (t/年)	
		有償売却	14,888,833
		無償提供	781,092
		処理委託	3,889,298
		その他	1,091,671
		施設数	795
			65
			433
			124

図17 中間処理量と処理後物の量

(3) 最終処分量

最終処分場の種類ごとの埋立量を示す（表1）

表1 最終処分場の種類ごとの埋立量

埋立種類	t／年	(施設数)	m3/年	(施設数)	実績なし(0と回答)
安定型	1,613,605	84	21,976,216	132	7 施設
管理型	17,359,860	51	15,574,383	66	4 施設
遮断型	—	—	441	1	—
計	18,973,465	135	37,551,040	199	11施設

※一は回答なし。

2-4 収集運搬業の実態

(1) 保有車両台数（全体）

① 保有車両台数

平均 20台	n=3,326
中央値 8台	

② 保有車両台数内訳

①で示した保有車両台数の内訳を示す（図18）。1～4台の事業者が3割を占め最も多い。更にその内訳を見ると、1～4台までは、ほぼ同程度の割合である。

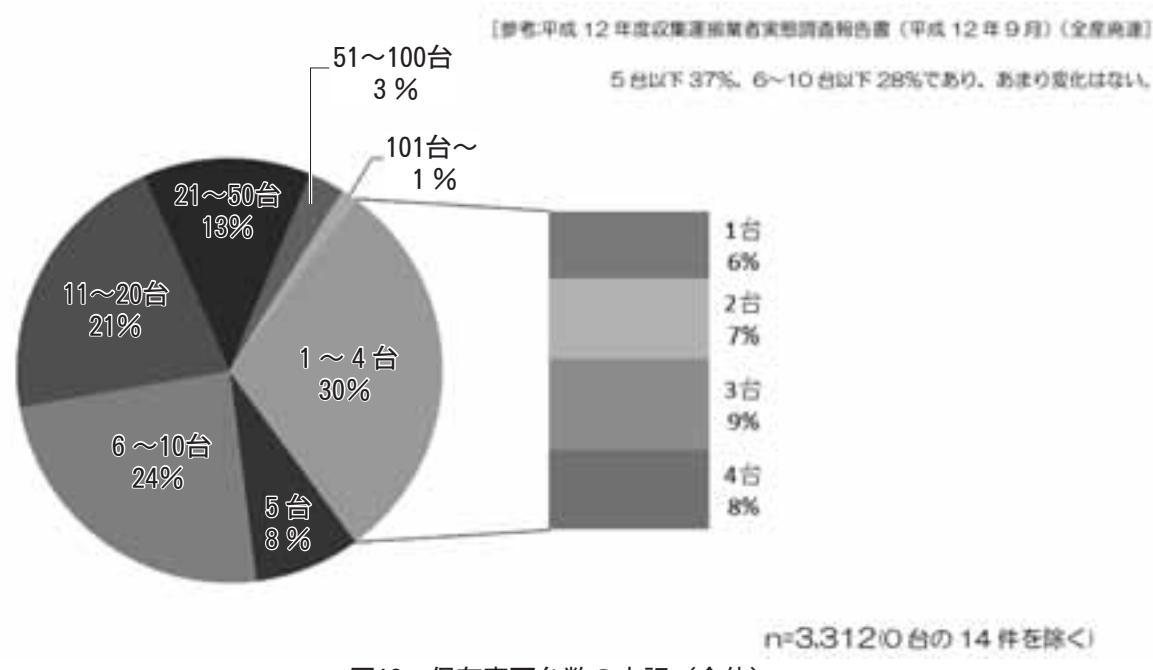


図18 保有車両台数の内訳（全体）

③ 保有車両台数 1～4 台の事業者の主たる事業

②で示した 1～4 台の車両を保有する事業者の、主たる事業を示す（図19）。
産業廃棄物処理業について、建設業を営む上で産業廃棄物の収集運搬車両を保有している事業者が多い。

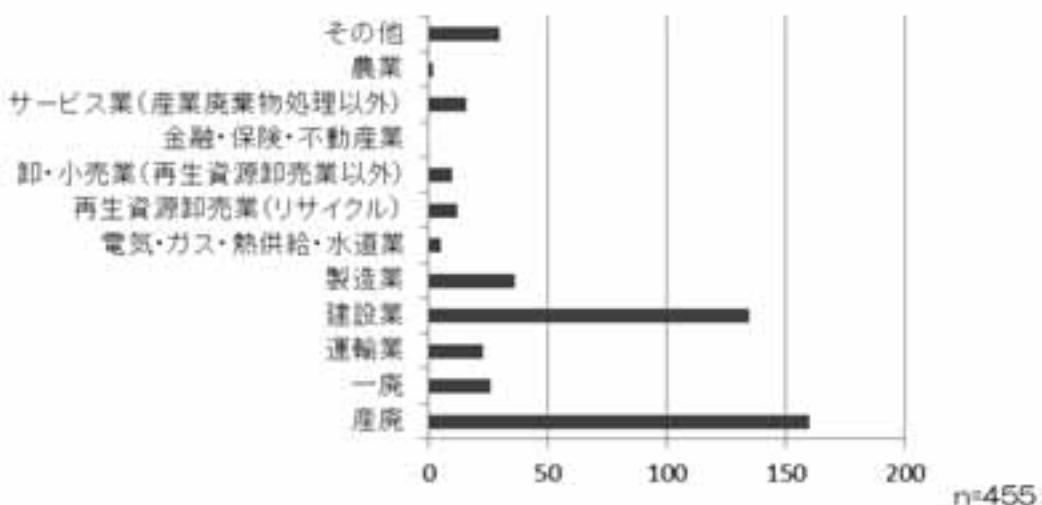


図19 保有者楼台数 1～4 台の事業者の主たる事業

（2）保有車両台数（産業廃棄物処理業が主たる事業者）

① 保有車両台数（産廃業が主たる事業）

平均 16台	n=631
中央値 9台	

② 保有車両台数内訳（産廃業が主たる事業）

①で示した保有車両台数の内訳を示す（図20）。保有車両台数の内訳は、対象を全体とした図10と比較して同じ傾向にあり、1～4 台の事業者が最も多く、1～4 台までの内訳はほぼ同程度である。

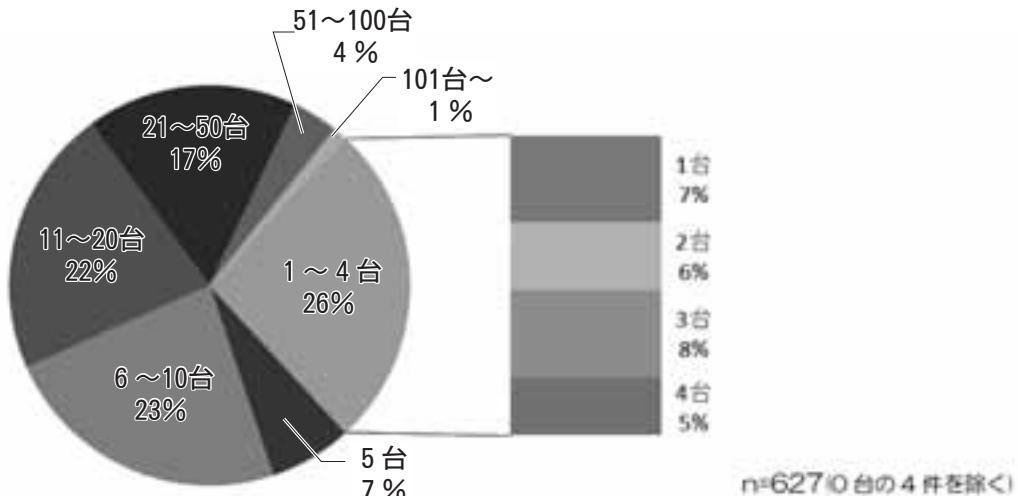


図20 保有者楼台数の内訳（産廃業が主たる事業）

(3) 保有車両台数（産業廃棄物収集運搬業が主たる事業者）

① 保有車両台数（産廃の収運業が主たる事業）

平均 14台	n=227
中央値 8台	

② 保有車両台数内訳（産廃の収運業が主たる事業）

①で示した保有車両台数の内訳を示す（図21）。産廃の収運業が主たる事業の事業者は、全体（図14）に比較して、保有している車両台数の平均台数は少ないものの、1～4台とする事業者は少なく、21～50台が最も多い。

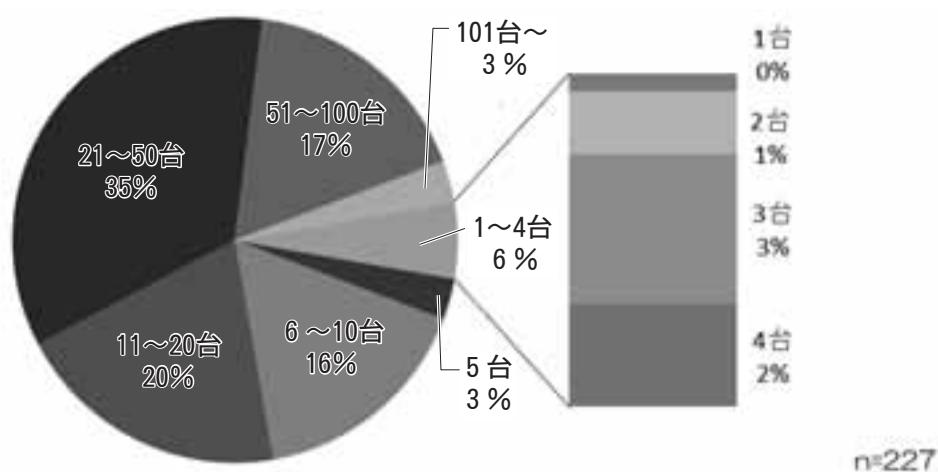


図21 保有車両台数の内訳（産廃の収運業が主たる事業）

(4) 青ナンバー車両

① 青ナンバー車両所有の有無（全体）

収集運搬車両に青ナンバーを所有している事業者は、約3割である（図22）。

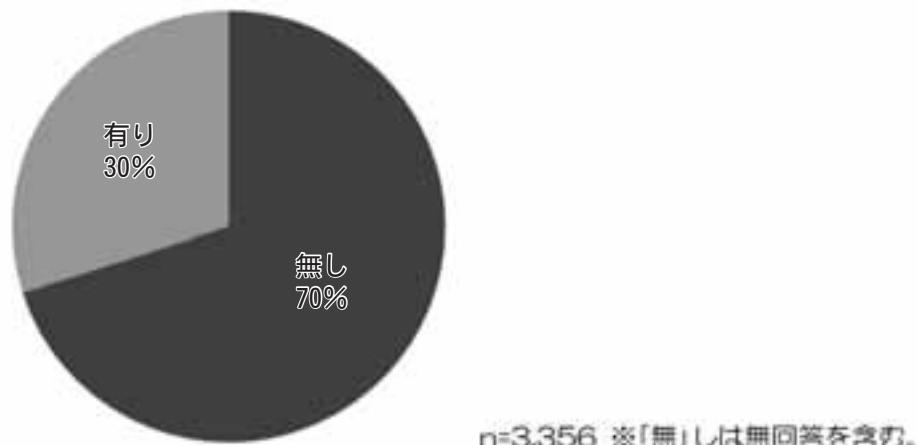


図22 青ナンバー車両保有事業者の割合（全体）

② 青ナンバー車両所有の事業者の主たる事業（全体）

①で示した青ナンバーを所有する事業者の中、主たる事業の回答があったものを整理した（図23）。

営む主たる事業は、産業廃棄物処理業と運輸業が同程度であり、建設業や一般廃棄物処理業も多い。

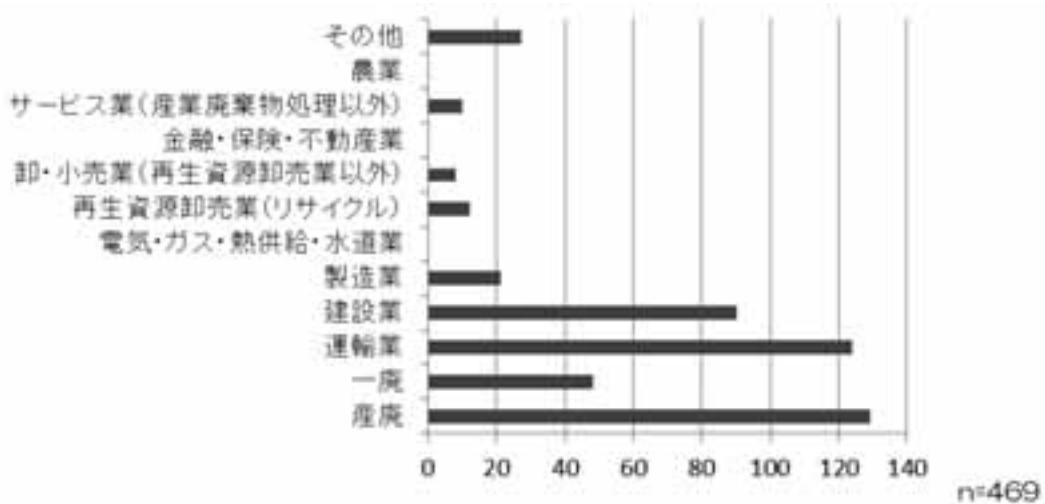


図23 青ナンバー車両保有事業者主たる事業（全体）

③ 青ナンバー車両所有の有無（産業廃棄物収集運搬業が主たる事業）

産業廃棄物処理業の収集運搬業を主たる事業とする事業者の青ナンバー保有の有無は、①で示した全体を対象とした集計結果と同じく、3割の事業者が保有しているとの結果である（図24）。

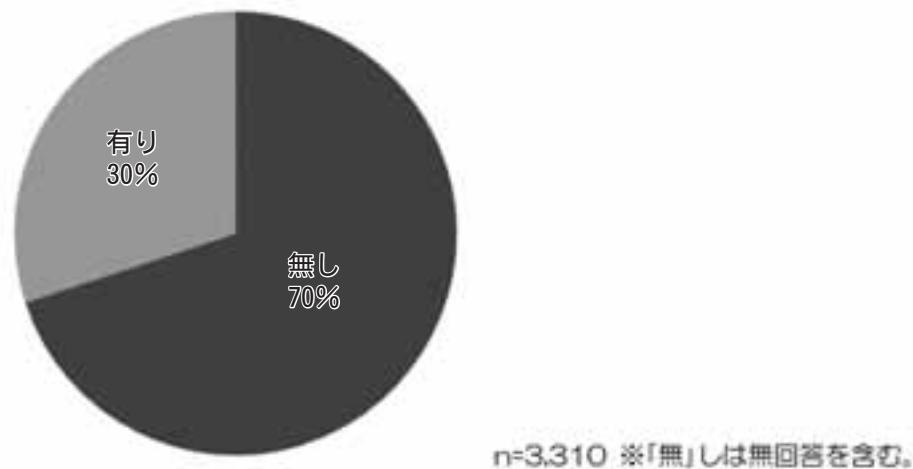


図24 青ナンバー車両保有事業者の割合（産廃の収運業が主たる事業）

④ 青ナンバー保有車両台数（全体）

平均 14台	n=2,466
中央値 0台	(うち、0台との回答が1,439件)

⑤ 青ナンバー保有車両内訳（全体）

④のうち、車両を保有している事業者の、保有車両台数の内訳を示す（図25）。

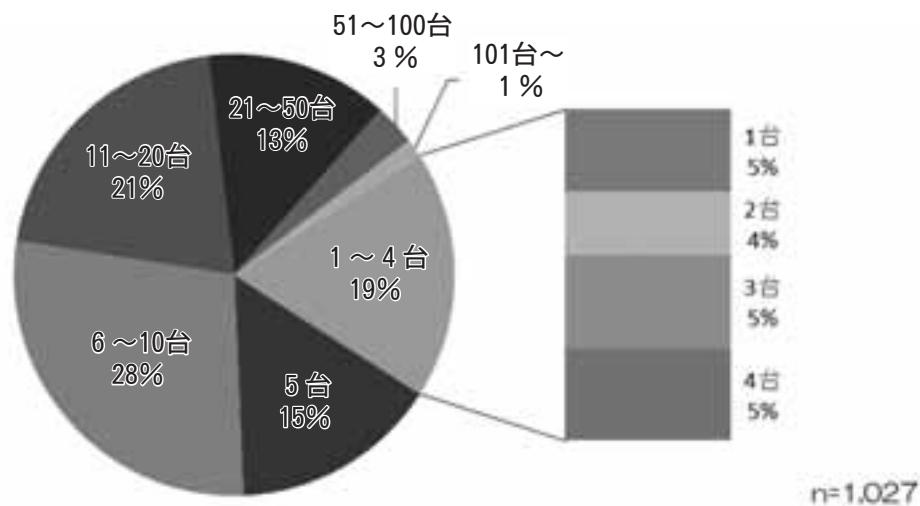


図25 青ナンバー車両保有代数の内訳（全体）

⑥ 青ナンバー保有車両台数（産業廃棄物収集運搬業が主たる事業）

④青ナンバー保有車両台数（全体）と比較して、保有する車両台数の平均は半分以下である。

平均 5台	n=164 (うち、0台との回答が107件)
中央値 0台	

⑦ 青ナンバー保有車両台数内訳（産業廃棄物収集運搬業が主たる事業）

⑥のうち、車両を保有している事業者の、保有車両数の内訳を示す（図26）。保有車両の内訳に比較して、平均台数が少ないので、100台以上保有の事業者が殆ど居ない為と想定される。

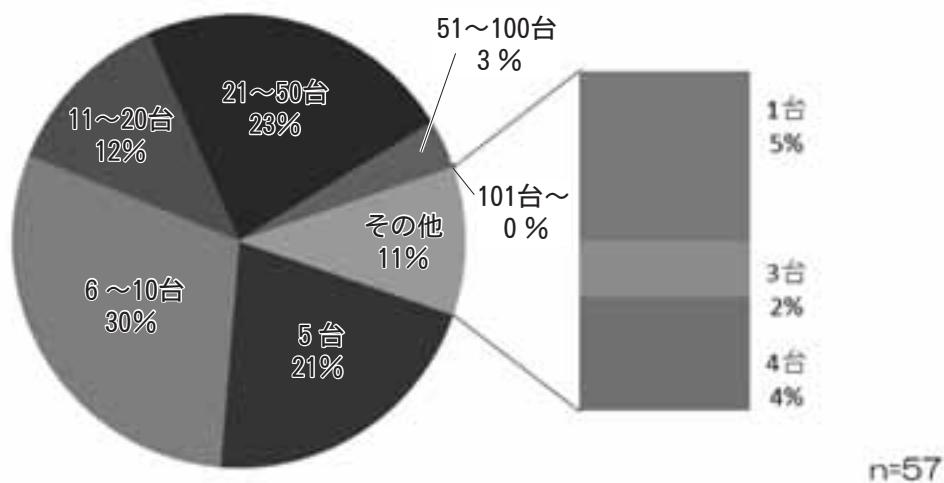


図26 青ナンバー車両保有代数の内訳（産廃の収運業が主たる事業）

(5) 船舶の利用の有無

収集運搬に船舶を利用しているのは、2割であり、一部事業者に限定される（図27）。回答のあった都道府県の一覧を（表2）に示す。

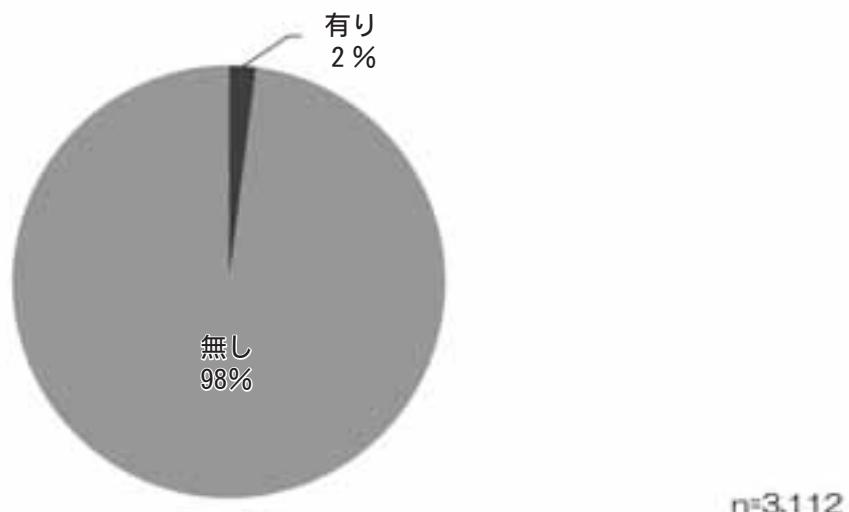


図27 船舶利用の有無

表2 船舶を利用している事業者の本社所在地（都道府県）

北海道	1	東京都	6	愛知県	4	和歌山	2	広島県	2	福岡県	3	鹿児島県	7
秋田県	1	神奈川県	2	滋賀県	1	鳥取県	1	山口県	1	長崎県	1	沖縄県	3
茨城県	1	新潟県	5	大阪府	2	島根県	1	徳島県	2	大分県	3		計：61
千葉県	1	静岡県	1	兵庫県	3	岡山県	1	香川県	2	宮崎県	4		

(6) 許可取得自治体数

① 許可取得自治体数

主たる事業による差違は殆ど見られないが、都市部地方部の比較では、都市部が多く取得している傾向にある（表3）。

表3 許可取得自治体数（平均）

全事業者 (n = 2,704)	5	※ 0回答は集計対象外。 ※都市部：東京都、千葉県、神奈川県、大阪府、愛知県 ※地方部：その他の都道府県
都市部 (n = 460)	9	
地方部 (n = 2,244)	4	
産廃処理業収運業が主たる事業 (n = 316)	5	
都市部 (n = 62)	8	
地方部 (n = 254)	4	
運送業が主たる事業 (n = 112)	6	
都市部 (n = 20)	14	
地方部 (n = 92)	5	

② 許可取得自治概数の内訳（全体）

許可取得自治体数の内訳を（図28）に示す。許可取得数は2、ついで1の順に多い。

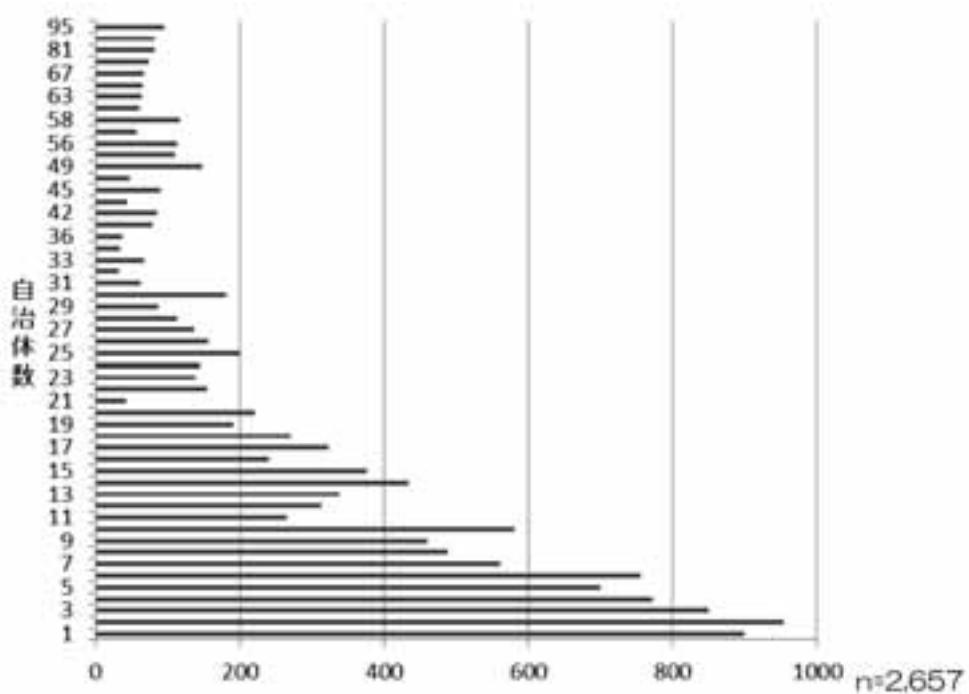


図28 許可取得自治体数

（7）積替え保管施設

平均	1 施設	n=1,994
中央値	1 施設	

所有している積替え保管施設の内訳を示す（図29）。積替え保管施設の保有状況は、0（施設保有なし）の回答が最も多く、1施設、2施設と続く。

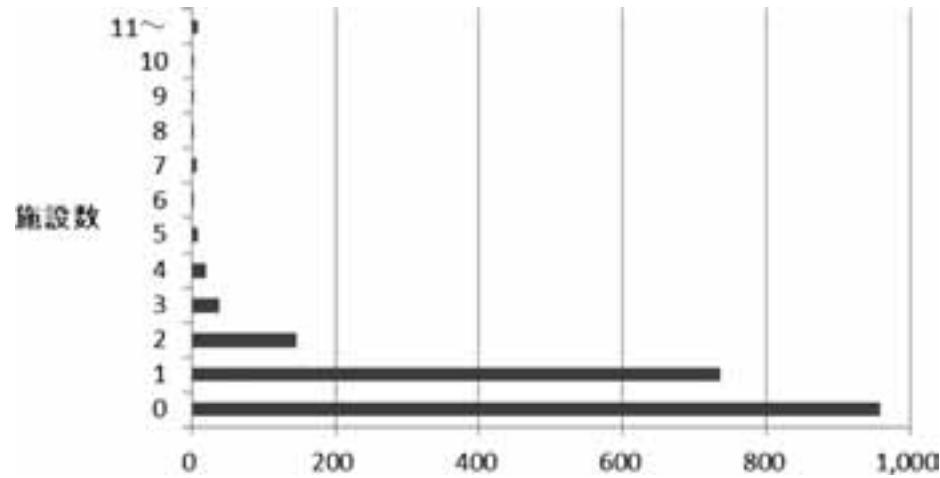


図29 積替え保管施設数（施設数ごとの内訳）

2-5 中間処理業の実態

(1) 施設稼働率

中間処理施設の施設稼働率は、平均して6割程度である。

平均56%	n=1,810
-------	---------

2-6 最終処分業

(1) 施設数（稼働中・埋立終了・廃止）

最終処分場の施設の稼働状況は下表のとおりである（表4）。稼働中の施設および埋立終了施設ともに安定型最終処分場が多い。また、廃止された処分場も安定型が多い結果である。

表4 最終処分場の稼働状況（施設数）

稼働状況	処分場の種類		
	安定型	管理型	遮断型
稼 働 中	193施設	92施設	1施設
埋立終了	85施設	77施設	1施設
（うち廃止）	(52施設)	(35施設)	(0施設)

(2) 埋立開始年

最終処分場の埋立開始年を示す（図30）。管理型最終処分場は1970年代から2000年代にかけて増えているのに対し、安定型最終処分場は1970年代から1990年代にかけて増え、以降は減少している。

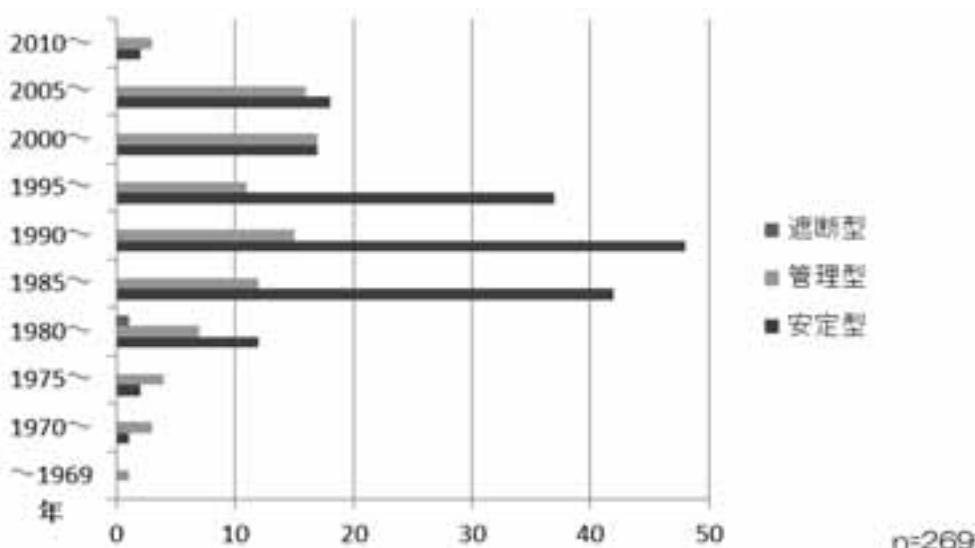


図30 埋立開始年（最終処分場の種類ごと）

(3) 埋立残余年数（平均）

最終処分場の残余年数を示す（表5）。

管理型最終処分場よりも安定型最終処分場の方が、残余年数が3年長い。

表5 最終処分場の残余年数

最終処分場種類	残余年数	施設数
全施設	10.5年	224(施設種類不明の2を含む)
安定型	11.4年	152
管理型	8.3年	70
遮断型	—	—

※—は回答なし。

2-7 個別リサイクル法対象廃棄物の取り扱い（中間処理業者）

中間処理業を営む事業者について、個別リサイクル法に指定されている廃棄物の扱いの有無を示す（図31）。

最も多いのは建設リサイクル法対象の廃棄物であり、5割以上の事業者が扱っている。次いで家電リサイクル法対象の廃棄物を扱う事業者が多いが、2割であり、その他の個別リサイクル法は1割程度である。

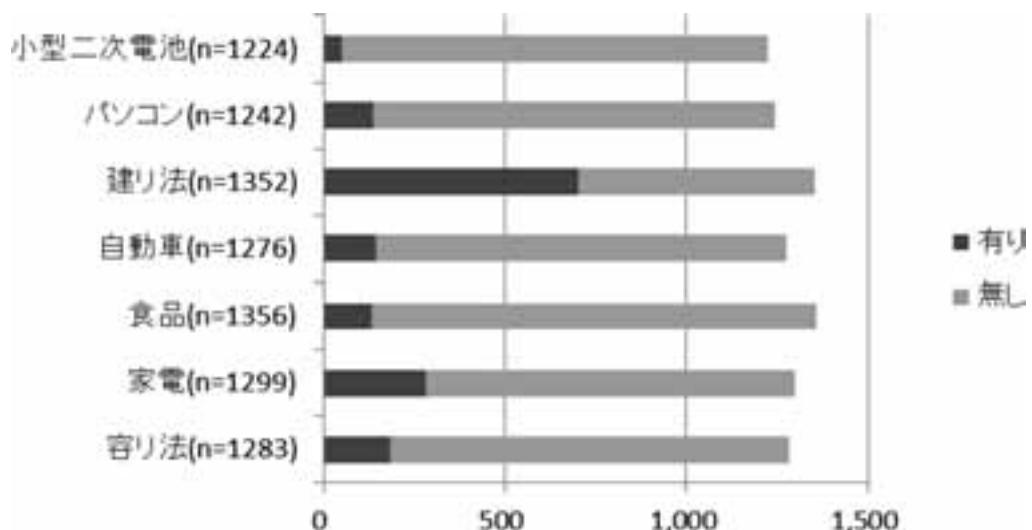


図31 個別リサイクル法対象廃棄物の取り扱い

2 - 8 売上高

(1) 産業廃棄物処理業の売上実績（0と回答）

売上実績の有無を示す（図32）。回答のあった事業者の2割は売上実績が無い。ただし、売上高に関する設問は回答数が少ない事に留意が必要である（全体の3割以上が無回答）。

なお、売り上げ実績がないと回答した事業者の主たる事業の内訳を示す（図33）。

平成20年度からの4年間とも、産廃処理業が主たる事業者の割合が4割である。ただし、回答者には、産廃収運業が産廃処理業に含まれないとして、実績0と記入した可能性もある事に留意。

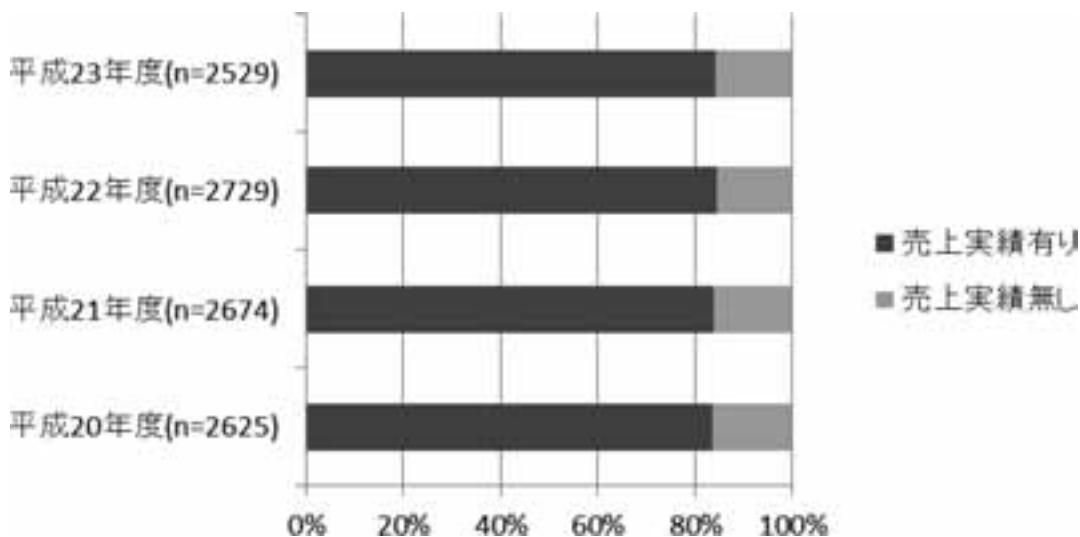


図32 産業廃棄物処理業の売上実績

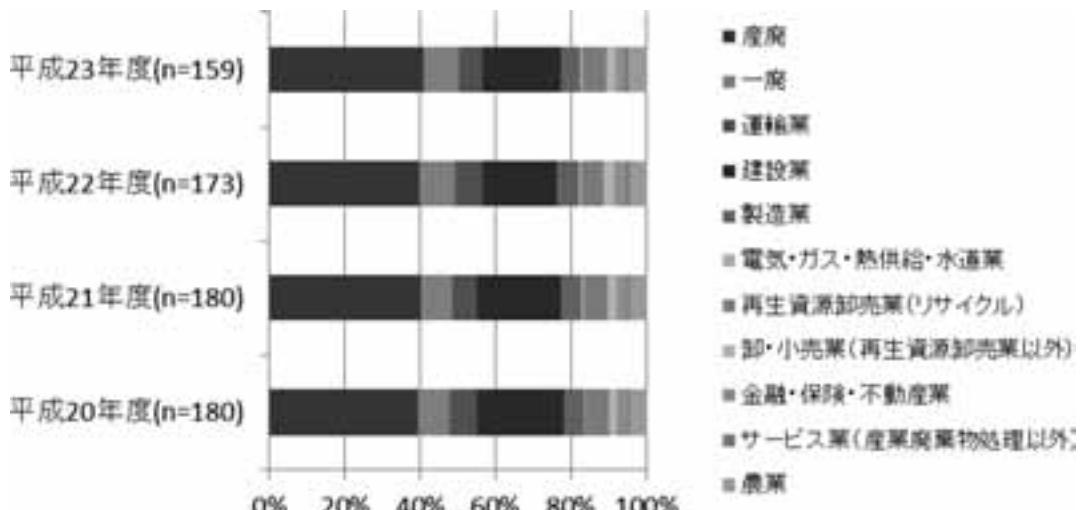


図33 売上実績がない事業者の主たる事業

(2) 産業廃棄物の売上高の推移

2008年の売上高を1とし、主たる産業廃棄物処理業の種類ごとに、その後の3年間の売上高の経緯を示す(図34)。どの処理業も増加傾向にあるが、業の種類により回答数が著しく異なることに留意が必要である。

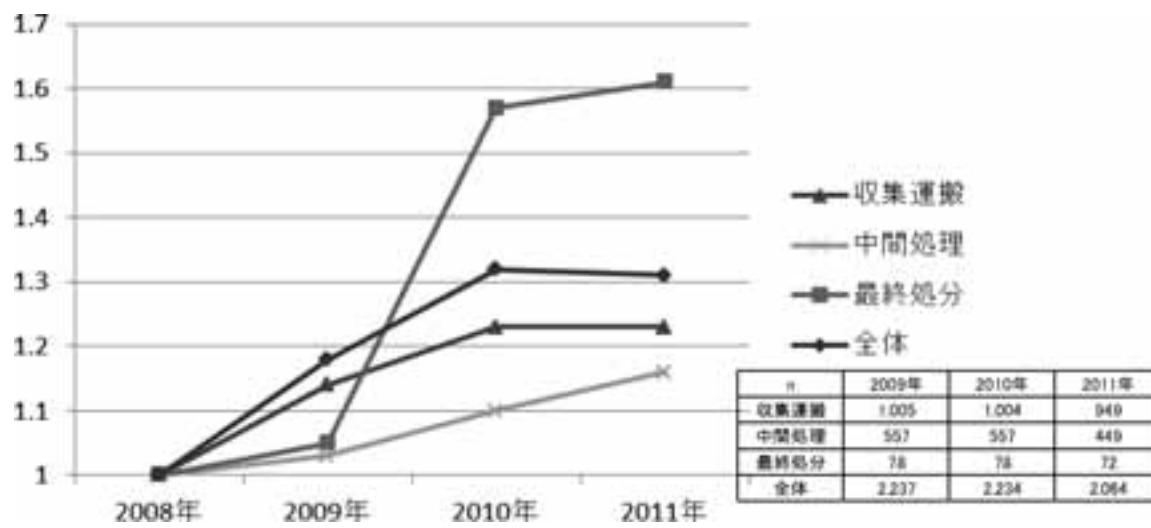


図34 産業廃棄物の売上高の推移

※全体の区分には、主たる産業廃棄物処理業の種類が不明を含む。

(3) 全売上に対する産業廃棄物処理の売上割合 (2011年実績)

全売上に対する、産業廃棄物処理業の売上割合は、2011年実績を元に試算したところ、概ね4割前後である(表6)。

表6 全売上に対する産業廃棄物処理の売上割合

全体(n=2,065)		平均36%
	産業廃棄物処理業が主たる事業(n=460)	平均41%
	その他の事業が主たる事業(n=628)	平均36%
(主たる事業が不明)(n=977)		

※産業廃棄物売上実績が0を除く。売上割合が100%以上を超える異常値は集計対象外。

(4) 全売上に対する産業廃棄物処理業の売上割合（2011年実績）の内訳

(3) で示した全体の売上割合のうち、主たる産業廃棄物処理業の種類の回答があったものの内訳を示す（図35）。売上割合が10%以下の事業者が最も多く、主たる産業廃棄物業を収集運搬業とする事業者が最も多い。

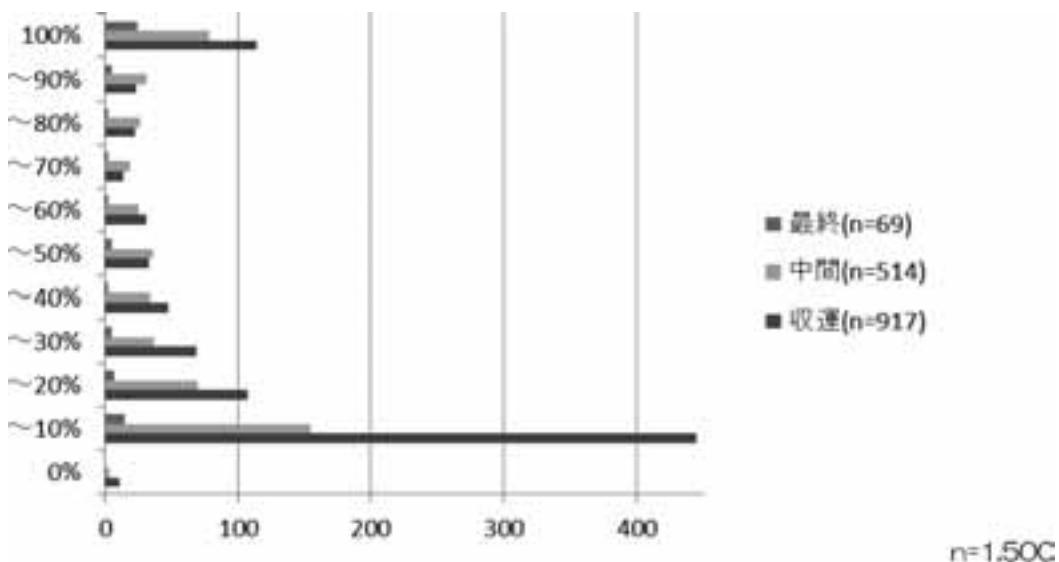


図35 産業廃棄物処理業の売上割合（主たる産業ごとの内訳）

2-9 雇用

(1) 従業員数

従業員数を示す（表7～10）。

いずれの場合においても、最終処分部門の従業員数が少ない傾向が見られる。

最終処分は、埋立作業を外部委託している場合もあることから、実際の従事者数は示した人数より多いと想定される。

表7 従業員数（全体）

	全体(人)	n	うち非正社員(人)	n
会社全体	78	3,788	9	588
収運部門	10	2,880	3	398
中間部門	9	1,901	5	374
最終部門	1	822	1	143

表8 従業員数（産業廃棄物の収運業が主たる事業）

	会社全体(人)	n	うち非正社員(人)	n
会社全体	26	233	8	177
収運部門	12	212	3	147
中間部門	6	72	3	52
最終部門	1	39	0	30

表9 従業員数（産業廃棄物の中間処理業が主たる事業）

	会社全体(人)	n	うち非正社員(人)	n
会社全体	46	248	11	196
収運部門	13	191	3	137
中間部門	17	222	5	168
最終部門	1	61	0	46

表10 従業員数（産業廃棄物の最終処分が主たる事業）

	会社全体(人)	n	うち非正社員(人)	n
会社全体	20	47	7	34
収運部門	7	18	1	14
中間部門	9	12	3	10
最終部門	7	38	2	28

(2) 従業員の年齢 (平均)

平均46.3歳	n=2,764
(うち正社員44.6歳)	(n=2,274)

(3) 年齢別従業員数

年齢別の従業員数を示す（図36）。

男性は30代が最も多く、以降は年齢が上がるにつれて従業員数は減少するが、女性は年齢に応じて従業員数が増加する。

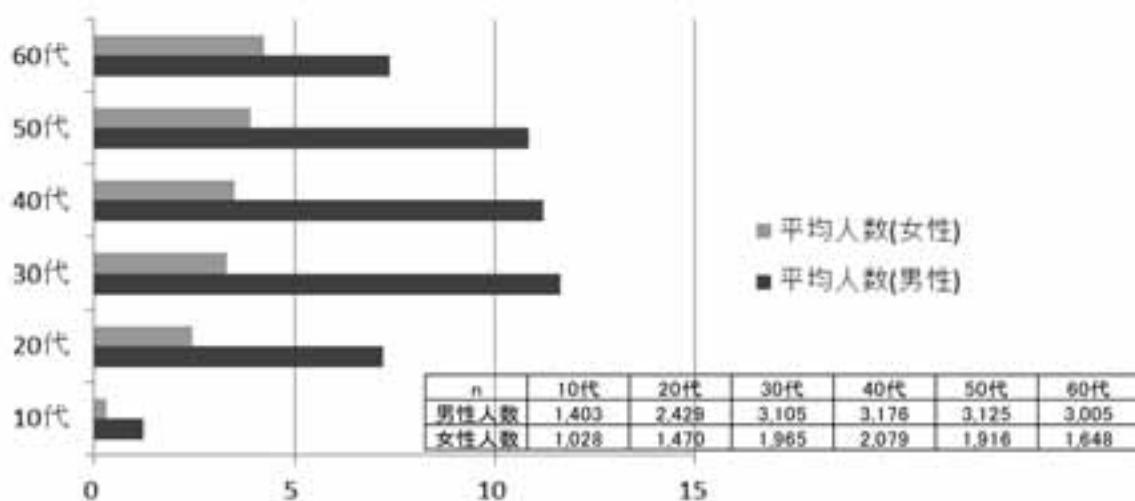


図36 従業員の年齢の内訳

I. 兼業している事業一覧（営む事業（12その他）の回答一覧

兼業の種類	件数	兼業の種類	件数	事業の種類	件数
解体業	17	汚染土壤処理業	1	自動車整備業、铸物砂販売業	1
浄化槽維持管理業	17	屋外広告業	1	質量にかかる計量証明事業等	1
倉庫業	14	屋根工事業	1	重機リース業	1
ビルメンテナンス業	13	下水道処理施設運転管理業務	1	上下水道施設・測溝・各種貯水槽清掃・浄化槽管理	1
採石業	13	化学工業ほ装材料製造業	1	上下水道保守維持管理	1
碎石業	12	化学洗浄業	1	食品加工業	1
清掃業	11	仮設資材リース業	1	人材派遣	1
下水道維持管理	10	加工砂製造、販売残土処分	1	水処理エンジニアリング	1
とび土木	8	家電製品配達・設置工事	1	水処理施設他維持管理業	1
林業	7	花南土販売	1	清掃、工事	1
砂利採取販売	6	貨物取扱業	1	清掃及び建物内外維持管理	1
鉱業	5	介護事業	1	清掃業、くみとり等	1
生コン製造・販売	4	解体業、改造工事	1	生コン・セメント販売	1
土木	4	海運業	1	生コン・砂石類製造販売石油製品販売	1
計量証明事業	3	海上防災業	1	生コンプラント	1
港湾運送業	3	害虫駆除業	1	生コン製造販売、砂利採取業	1
建設資材販売	2	瓦販売	1	製材小売業	1
港湾荷役業	2	管渠調査	1	製紙会社請負業	1
造園業	3	基板加工業	1	請負派遣業、製造業（石油化学製品）	1
クレーンリース業	2	機械器具設置工事業	1	石材販売	1
建設資材リース業	2	機械修理、特定労働者派遣事業	1	設建築物設備工事業	1
古物商	2	貴金属精製販売	1	設備・メンテナンス（ビル・アパート含）	1
骨材販売	2	共同住宅維持管理	1	設備工事業	1
自動車解体業	2	金属くす商、古物商	1	造園工事業、土木工事業、ポートサービス業	1
碎石製造販売	2	金属加工業	1	炭販売	1
人材派遣業	2	金属原材料売買	1	断熱工事（発泡ウレタン施工）	1
製造業下請	2	金属商	1	地球温暖化防止活動等の環境保全事業	1
設備メンテナンス	2	金属表面処理加工業	1	貯蔵タンク設備メンテナンス業	1
船舶解体業	2	警備、清掃、井戸水供給	1	貯油槽清掃・漏洩検査業務	1
鉄スクラップ加工処理業	2	建設材料販売	1	鉄・非鉄スクラップ	1
鉄鋼業	2	建設重機販売	1	鉄屑加工、販売	1
非鉄金属製造業	2	建設発生土受入、計量証明事業	1	鉄鋼の輸出入業	1
不動産業	2	建造物解体工事	1	電気通信業	1
不動産賃貸業	2	建築物の清掃他	1	塗装業、リフォーム	1
フロン類回収業	2	建築物飲料水貯水槽・配水管清掃業	1	砥石、砂利採取業	1
アスファルト合材の製造販売	1	建築物環境衛生管理業	1	土建資材販売	1
アスファルト合材製造委託	1	建物解体工事業	1	土捨場	1
アルミ、铸物加工業	1	古紙収集・販売=製紙原料	1	東京都特別区の清掃事業請負、他	1
クレーン工事業	1	工業薬品販売	1	東洋紡資材回収	1
ゴルフ練習場	1	工場内構内作業請負	1	道路維持工事	1
コンクリート圧送業	1	更正工事	1	特定派遣業、採石業	1
コンサルタント業	1	構造物解体業	1	農業サービス	1
し尿汲取	1	港湾運送業、通関業、倉庫業	1	廃溶剤再生業	1
セメント工場構内下請	1	港湾運送業他	1	排水管清掃・アスペクト処理・油タンク漏洩検査	1
その他の木材関連業	1	港湾運送事業、製品の包装・運搬・荷役	1	排水管洗浄・浄化槽維持管理清掃	1
チップ製造業	1	鉱業（土石製造販売）	1	壳店業	1
とびコンサルタント業	1	骨材製造 鉱業	1	発電・壳電事業	1
ハウスクリーニング	1	骨材製造販売	1	肥料製造販売	1
ビル・海上コンテナ清掃、外港船のサポート	1	混合物（アスコン）製造販売	1	非鉄金属販売	1
ビル・道路の総合メンテナンス業	1	砂、セメント、建材業	1	福祉用具販売貸与	1
ビルテナント業	1	砂・碎石製造販売業	1	分離模及びタンク清掃	1
プラスチックゴミの圧縮保管	1	砂利、採取、販売	1	保税蔵置場	1
プロイラー業	1	砂利採取業、骨材、生産、販売	1	舗装業	1
ペレット製造	1	砂利採石販売	1	包装梱包業	1
ポリ容器洗浄リユース業	1	砂利碎石製造販売業	1	貿易業	1
メンテナンス	1	再生アスコン販売	1	未利用食品の乾燥機械の製造	1
メンテナンス・清掃業	1	再生利用業畜産業	1	木材チップ生産集荷販売	1
リネンサプライ業	1	碎石・砂・砂利採取、骨材生産販売業	1	木材加工業	1
維持管理、浚渫業	1	碎石製造業、生コンクリート製造業	1	木材業	1
医療ガス販売	1	産業設備洗浄	1	有機溶剤、溶剤の廃液及び混合品の蒸留	1
一級建築士事務所、測量業、採石業	1	産業廃棄物処理機器製造販売	1	揚重業	1
一般土木、造園工事、各種清掃事業	1	産業用・空調用設備機器メンテナンス	1	旅館業	1
一般土木業	1	残土処分業	1	綠化事業、運輸業一般貨物自動車	1
一般廃棄物の受託処理と運営受託、設備メンテナンス	1	施設指定管理及び業務委託など	1	臨床検査、福祉用具貸与事業	1
一般旅客定期航路事業	1	資機材及び車両管理、リース業	1	冷暖房機器整備	1
飲食業	1	資源リサイクル	1	労働者派遣業、警備業	1
汚水処理業	1	自動車リサイクル業	1	研・解体業	1
汚水土壤処理場	1	自動車整備業	1	珪砂採取販売	1

行政だより

環廃産発第 120330002 号
平成 24 年 3 月 30 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）において平成23年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）

「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の適用に関して、現行制度で可能な再委託の範囲の明確化のため平成23年度中に必要な措置を講ずることとされたところであるが、これを受け、下記のとおり解釈の明確化を図ることとしたので通知する。貴職におかれでは、下記の事項に留意の上、その運用に遗漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の処理の再委託については、法第14条第16項及び第14条の4第16項において原則的に禁止されている。これは、再委託は産業廃棄物の処理についての責任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正処理を誘発するおそれがあることから、産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。）が委託を受けた産業廃棄物の処理を他人に再委託することを原則として禁止するものである。

ただし、産業廃棄物処理業者が委託を受けた産業廃棄物の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の12若しくは第6条の15に規定する再委託基準に従って再委託する場合又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の7若しくは第10条の19に規定する場合に再委託することは、上記趣旨に反するものではなく、処理施設の故障により受託した産業廃棄物の処分が困難となった等の緊急的な事態が生じた場合等に限定されることに留意されたい。

ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡
平成24年4月27日

一般社団法人日本船主協会 殿
 一般社団法人日本通関業連合会 殿
 公益社団法人全国産業廃棄物連合会 殿
 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 殿
 一般社団法人日本リユース機構 殿
 一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション 殿
 日本リユース業協会 殿
 一般社団法人中古情報機器協会 殿
 一般財団法人家電製品協会 殿
 一般社団法人電子情報技術産業協会 殿
 全国電機商業組合連合会 殿
 大手家電流通懇談会 殿

環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

中古又は使用済家電製品を輸出しようとする際の注意点について

1. 現行の法体系について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第10条第1項及び第15条の4の7第1項の規定により、廃棄物を輸出しようとする者は、その廃棄物の輸出が一定の基準に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければなりません。この規定に違反した場合は、廃棄物処理法第25条第1項第12号及び第25条第2項により、違法な輸出が未遂であっても罰せられます。

2. 「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」との関係

環境省では「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日付け環廃企発第120319001号・環廃対発第120319001号・環廃産発第120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）により、廃棄物該当性の判断指針を明確化したところです。これにより、中古又は使用済家電製品を輸出しようとする際ににおける、廃棄物該当性の判断においても、本通知の考え方が適用されます。このため、中古利用に適さない使用済特定家庭用機器（スクラップにしたものと、廃棄物処理法の処理基準に則り再商品化された後のものは含まない。以下同じ。）を輸出する場合は、環境大臣の確認を必ず受けなければなりません。また、輸出時の廃棄物該当性を

行政だより

判断する環境省としては、使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品についても同様に、有償性如何に関わらず廃棄物であることの疑いがあると判断できる場合には、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、廃棄物該当性を積極的に判断していくこととしています。

なお、環境省では、輸出しようとする中古又は使用済家電製品が廃棄物に該当するか否かについて、事前相談を受け付けています。輸出入に用いる港の所在地を所管する各地方環境事務所にご相談ください。

<連絡先>

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

適正処理・不法投棄対策室

電話 03-3581-3351 内線 6886

ADMINISTRATION INFORMATION

環廃産発第 120510001 号

平成 24 年 5 月 10 日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
会長 石井 邦夫 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、感染性廃棄物の処理につきましては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき行われているところですが、今般、環境省において別添のとおり同マニュアルの改訂を行いました。

貴連合会におかれましては、改めて本マニュアルを関係者に周知いただくとともに、その内容を踏まえ、引き続き感染性廃棄物の適正処理の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、本マニュアルは環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>) に掲載しておりますので、周知等の際に御活用下さい。

感染性廃棄物の適正な処理に向け、今後とも御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

行政だより

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル改訂(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)
第2章 廃棄物処理に関する一般的事項 2. 1 (略) 2. 2 廃棄物の処理体制 【表】(略) 【解説】1～4(略) (参照) 法第14条の4 第 <u>17</u> 項、規則第10条の20	第2章 廃棄物処理に関する一般的事項 2. 1 (略) 2. 2 廃棄物の処理体制 【表】(略) 【解説】1～4(略) (参照) 法第14条の4 第 <u>15</u> 項、規則第10条の20
第3章 医療関係機関等における感染性廃棄物の管理 3. 1 感染性廃棄物の管理体制 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">医療関係機関等の管理者等は、施設内で生ずる感染性廃棄物を適正に処理するため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、管理体制の充実を図らなければならない。 (参照) 法第12条の2 第8項</div>	第3章 医療関係機関等における感染性廃棄物の管理 3. 1 感染性廃棄物の管理体制 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">医療関係機関等の管理者等は、施設内で生ずる感染性廃棄物を適正に処理するため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、管理体制の充実を図らなければならない。 (参照) 法第12条の2 第6項</div>
【解説】 1 医療関係機関等の管理者等は、施設内における感染事故等を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、感染性廃棄物の取扱いに関し管理体制を整備しなければならない。ただし、管理者等自らが特別管理産業廃棄物管理責任者となることを妨げない。 (参照) 法第12条の2 第8項 2 (略) 3 (略) 3. 2 感染性廃棄物の管理に関する基本的事項 (1) 処理計画の作成 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">医療関係機関等の管理者等は、施設内</div>	【解説】 1 医療関係機関等の管理者等は、施設内における感染事故等を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、感染性廃棄物の取扱いに関し管理体制を整備しなければならない。ただし、管理者等自らが特別管理産業廃棄物管理責任者となることを妨げない。 (参照) 法第12条の2 第6項 2 (略) 3 (略) 3. 2 感染性廃棄物の管理に関する基本的事項 (1) 処理計画の作成 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">医療関係機関等の管理者等は、施設内</div>

ADMINISTRATION INFORMATION

改 正 案	現 行
<p>で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるよう努めることとする。</p> <p>また、市町村長から一般廃棄物の減量に関する計画の作成の指示を受けた医療関係機関等の管理者等は、当該計画を策定しなければならない。</p> <p>さらに、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である医療関係機関等の管理者等は、廃棄物の減量その他その処理に関する計画を策定し、都道府県知事に対して提出するとともに、その翌年度には当該計画の実施状況について報告しなければならない。</p> <p>(参照) 法第6条の2第5項、法第12条第9項～第10項、法第12条の2第10項～第11項</p>	<p>で発生する感染性廃棄物の種類、発生量等を把握し、感染性廃棄物の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるよう努めることとする。</p> <p>また、市町村長から一般廃棄物の減量に関する計画の作成の指示を受けた医療関係機関等の管理者等は、当該計画を策定しなければならない。</p> <p>さらに、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である医療関係機関等の管理者等は、廃棄物の減量その他その処理に関する計画を策定し、都道府県知事に対して提出するとともに、その翌年度には当該計画の実施状況について報告しなければならない。</p> <p>(参照) 法第6条の2第5項、法第12条第7項～第9項、法第12条の2第8項～第10項</p>

【解説】

1～7（略）

8 さらに、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である医療関係機関等にあっては、下記基準に従って当該廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

削除

(1)定められた様式（規則第8条の4の5に定める様式第2号の8）に、次に掲げる事項を記載すること。

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・計画期間
- ・当該医療関係機関等において現に行っている事業に関する事項
- ・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

【解説】

1～7（略）

8 さらに、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である医療関係機関等にあっては、下記基準に従って当該廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(1)当該医療関係機関等において現に行っている事業の概要を記載すること。

(2)次に掲げる事項を記載すること。

・計画期間

・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

行政だより

改 正 案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ・産業廃棄物の分別に関する事項 ・自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 ・自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項 ・自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項 ・産業廃棄物の処理の<u>委託</u>に関する事項 <u>(削除)</u> <p>(2)当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(3)その計画の実施の状況を、翌年度の6月30日までに定められた様式（規則第8条の4の6に定める様式第2号の9）により報告すること。</p> <p>（参照）法第12条第9項及び第10項、規則第8条の4の5及び第8条の4の6</p> <p>9 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である医療関係機関等にあっては、下記基準に従って当該廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。 <u>(削除)</u></p> <p>(1)定められた様式（規則第8条の17の2に定める様式第2号の13）に、次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・計画期間 ・当該医療関係機関等において現に行っている事業に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ・産業廃棄物の分別に関する事項 ・産業廃棄物の再生利用に関する事項 <p>・産業廃棄物の処理に関する事項</p> <p>(3)定められた様式（規則第8条の4の5に定める様式第2号の2）による書面を添付すること。</p> <p>(4)当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(5)その計画の実施の状況を、翌年度の6月30日までに定められた様式（規則第8条の4の6に定める様式第2号の3）により報告すること。</p> <p>（参照）法第12条第7項及び第8項、規則第8条の4の5及び第8条の4の6</p> <p>9 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である医療関係機関等にあっては、下記基準に従って当該廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)当該医療関係機関等において現に行っている事業の概要を記載すること。</p> <p>(2)次に掲げる事項を定めること。</p> <p>・計画期間</p> <p>・特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</p> <p>・特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</p> <p>・特別管理産業廃棄物の分別に関する事</p>

ADMINISTRATION INFORMATION

改 正 案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 ・自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項 ・自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項 ・自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 ・特別管理産業廃棄物の処理の<u>委託</u>に関する事項 (削除) <p>(2)当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(3)その計画の実施の状況を、翌年度の6月30日までに定められた様式（規則第8条の17の3に定める様式<u>第2号の14</u>）により報告すること。</p> <p>(参照) 法第12条の2<u>第10項</u>及び第11項、規則第8条の17の2、規則第8条の17の3</p>	<p>項</p> <p><u>・特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項</u></p> <p><u>・特別管理産業廃棄物を適正に処理するために講じようとする措置に関する事項</u></p> <p><u>・特別管理産業廃棄物の処理に関する事項</u></p> <p>(3)定められた様式（規則第8条の17の2に定める様式第2号の4）による書面を添付すること。</p> <p>(4)当該年度の6月30日までに提出すること。</p> <p>(5)その計画の実施の状況を、翌年度の6月30日までに定められた様式（規則第8条の17の3に定める様式<u>第2号の5</u>）により報告すること。</p> <p>(参照) 法第12条の2<u>第8項</u>及び第9項、規則第8条の17の2、規則第8条の17の3</p>
<p>10 8及び9によって提出、報告したものは、都道府県知事によって<u>インターネット</u>の利用により1年間公表される。</p> <p>(参照) 法第12条<u>第9項</u>、法第12条の2<u>第10項</u></p> <p>(2) 管理規程の作成 (略)</p> <p>(3) 処理状況の帳簿記載及び保存</p> <div data-bbox="223 1731 747 2077" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>医療関係機関等の管理者等は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理について帳簿を作成するとともに、一定期間保存しなければならない。</p> <p>(参照) 法第12条第13項、法第12条の2<u>第14項</u>、規則第8条の5、規則第8条の18</p> </div>	<p>10 8及び9によって提出、報告したものは、都道府県知事によって1年間公表される。</p> <p>(参照) 法第12条<u>第9項</u>、法第12条の2<u>第10項</u></p> <p>(2) 管理規程の作成 (略)</p> <p>(3) 処理状況の帳簿記載及び保存</p> <div data-bbox="859 1731 1383 2077" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>医療関係機関等の管理者等は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理について帳簿を作成するとともに、一定期間保存しなければならない。</p> <p>(参照) 法第12条第11項、法第12条の2<u>第12項</u>、規則第8条の5、規則第8条の18</p> </div>

行政だより

改 正 案	現 行
<p>【解説】</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 管理者等は、<u>感染性廃棄物の処理</u>に<u>し帳簿を備え、毎月末までに前月中における次の事項を記載すること。</u></p> <p>(1) 運搬</p> <p>1 <u>当該感染性廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地</u></p> <p>2 <u>運搬年月日</u></p> <p>3 <u>運搬方法及び運搬先ごとの運搬量</u></p> <p>4 <u>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</u> (削除)</p> <p>(2) 処分</p> <p>1 <u>当該感染性廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地</u></p> <p>2 <u>処分年月日</u></p> <p>3 <u>処分方法ごとの処分量</u></p> <p>4 <u>処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量</u> (削除)</p> <p>4 <u>産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している管理者等は、帳簿を備え、次の項を記載しなければならない。</u></p> <p>1 <u>処分年月日</u></p> <p>2 <u>処分方法ごとの処分量</u></p> <p>3 <u>処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量</u></p> <p>5 <u>産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う管理者等は、帳簿を備え、次の項を記載しなければならない。</u></p>	<p>【解説】</p> <p>1, 2 (略)</p> <p>3 管理者等は、<u>感染性廃棄物の処理の実績について、次の事項を記載し、これを1年毎に閉鎖するとともに、閉鎖後5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 運搬</p> <p>1 <u>運搬年月日</u></p> <p>2 <u>運搬方法及び運搬先ごとの運搬量</u></p> <p>3 <u>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</u></p> <p>(2) 運搬の委託</p> <p>1 <u>委託年月日</u></p> <p>2 <u>受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号</u></p> <p>3 <u>運搬先ごとの委託量</u></p> <p>(3) 処分</p> <p>1 <u>処分年月日</u></p> <p>2 <u>処分方法ごとの処分量</u></p> <p>3 <u>処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量</u></p> <p>(4) 処分の委託</p> <p>1 <u>委託年月日</u></p> <p>2 <u>受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号</u></p> <p>3 <u>受託者ごとの委託の内容及び委託量</u> (追加)</p>

ADMINISTRATION INFORMATION

改 正 案	現 行
<p>(1) 運搬</p> <p>1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地</p> <p>2 運搬年月日</p> <p>3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量</p> <p>4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量</p> <p>(2) 処分</p> <p>1 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地</p> <p>2 処分年月日</p> <p>3 処分方法ごとの処分量</p> <p>4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量</p> <p>6 上記帳簿は1年毎に閉鎖するとともに、閉鎖後事業場ごとに5年間保存しなければならない。</p> <p>（削除）</p> <p>7 帳簿の作成は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業者のみならず、一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業者又は処分業者にも必要となる。</p> <p>（参照）法第7条第15項、法第14条第17項、法第14条の4第18項</p>	<p>4 帳簿作成に当たっては、紙マニフェスト又は電子マニフェストを使用した際の受渡確認票若しくはダウンロードデータ（以下「紙マニフェスト等」という。）が3の帳簿の記載事項を網羅していれば、これらを時系列的に保存することで帳簿の記載・備え付けに代用できる。ただし、この場合、帳簿の記載事項に照らして保存する紙マニフェスト等に不足があれば、不足事項を追記又は関連書類（産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し等）を添付するなど必要な補足を行う必要がある。</p> <p>5 帳簿の作成は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業者のみならず、一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業者又は処分業者にも必要となる。</p> <p>（参照）法第7条第15項、法第14条第15項、法第14条の4第16項</p>
<p>第4章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理</p> <p>4. 1 分別</p> <p>【解説】</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 なお、感染性産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行うことができる者は、感染性一般廃棄物の収集運搬又は処分を行うことができる。</p> <p>4. 2 （略）</p>	<p>第4章 医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理</p> <p>4. 1 分別</p> <p>【解説】</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 なお、感染性産業廃棄物の収集運搬又は処分を行う者は、感染性一般廃棄物の収集運搬又は処分を行うことができる。</p> <p>4. 2 （略）</p>

行政だより

改 正 案	現 行
<p>4. 3 施設内における保管</p> <p>1, 2 (略) 3 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示するとともに、取扱いの注意事項等を記載しなければならない。 (参照) 法第12条の2 第2項、規則第8条の13</p> <p>【解説】 1, 2 (略) 3 保管場所には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、次の例を参考にして取扱注意等の表示を行う。表示は縦横それぞれ60cm以上とする。 (参照) 規則第8条の13第1号 表示の例 (略) 4～6 (略)</p> <p>4. 4 梱包</p> <p>感染性廃棄物の収集運搬を行う場合は、必ず容器に収納して収集運搬することになっているため、収集運搬に先立ち、あらかじめ、次のような容器に入れて、密閉しなければならない。 (1) 密閉できること。 (2) 収納しやすいこと。 (3) 損傷しにくいこと。 (参照) 令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11の2</p> <p>【解説】 1, 2 (略) 3 容器に入った感染性廃棄物を他の容器に移し替えることは、飛散・流出や針刺事故の防止の観点から好ましくない。 4 (略)</p>	<p>4. 3 施設内における保管</p> <p>1, 2 (略) 3 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示するとともに、取扱いの注意事項を記載しなければならない。 (参照) 法第12条の2 第2項、規則第8条の13</p> <p>【解説】 1, 2 (略) 3 保管場所には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、次の例を参考にして取扱注意の表示を行う。表示は縦横それぞれ60cm以上とする。 (参照) 規則第8条の13第1号 表示の例 (略) 4～6 (略)</p> <p>4. 4 梱包</p> <p>感染性廃棄物の収集運搬を行う場合は、必ず容器に収納して収集運搬することになっているため、収集運搬に先立ち、あらかじめ、次のような容器に入れて、密閉しなければならない。 (1) 密閉できること。 (2) 収納しやすいこと。 (3) 損傷しにくいこと。 (参照) 令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11</p> <p>【解説】 1, 2 (略) 3 容器に入った感染性廃棄物を他の容器に移し替えることは、飛散・流出の防止の観点から好ましくない。 4 (略)</p>

ADMINISTRATION INFORMATION

改 正 案	現 行
<p>4. 5 表示 【解説】 1～3（略） 4 非感染性廃棄物ラベルの仕様は、関係者間で合意したものを使用することが望ましく、ラベルの大きさ、文字は見やすいものとする。 たとえば、特別区（東京二十三区）では、大きさは縦55mm、横70mm、字体はゴシック体のものが使われており、参考となる。</p> <p>4. 6 施設内処理 【解説】 1～3（略） 4 なお、2の(1)から(5)のほか、感染性廃棄物の処分方法として適切であると環境大臣が認めるものについては、順次追加することとしている。 5（略）</p> <p>第5章 感染性廃棄物の処理の委託 5. 1 委託契約</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を自ら行わず他人に委託する場合は、法に定める委託基準に基づき事前に委託契約を締結しなければならない。 (参照) 法第12条の2 第6項、令第6条の6</p> </div> <p>【解説】 1, 2（略） (参照) 法第12条の2 第5項、規則第8条の14、規則第8条の15 3（略） また、委託に当たっては、業者が提出した許可証の写し等により、必ず次の事項を確認すること。 (1)～(6)（略）</p>	<p>4. 5 表示 【解説】 1～3（略） 4 非感染性廃棄物ラベルの仕様は、関係者間で合意したものを使用することが望ましく、ラベルの大きさ、文字は見やすいものとする。 たとえば、特別区では、大きさは縦55mm、横70mm、字体はゴシック体のものが使われており、参考となる。</p> <p>4. 6 施設内処理 【解説】 1～3（略） 4 なお、2の(1)から(5)のほか、感染性廃棄物の処分方法として適切であると認められるものについては、順次追加することとしている。 5（略）</p> <p>第5章 感染性廃棄物の処理の委託 5. 1 委託契約</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を自ら行わず他人に委託する場合は、法に定める委託基準に基づき事前に委託契約を締結しなければならない。 (参照) 法第12条の2 第4項、令第6条の6</p> </div> <p>【解説】 1, 2（略） (参照) 法第12条の2 第3項、規則第8条の14、規則第8条の15 3（略） また、委託に当たっては、業者が提出した許可証の写し等により、必ず次の事項を確認すること。 (1)～(6)（略）</p>

行政だより

改 正 案	現 行
<p>(7)その他 (例)</p> <p>A県の病院が、感染性廃棄物の焼却をB県の特別管理産業廃棄物処分業者（甲社）に、甲社の事業場までの収集運搬を特別管理産業廃棄物収集運搬業者（乙社）に、それぞれ委託しようとする場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲社が有すべき許可は、B県知事による特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を含む。）の処分業（焼却処分）の許可 ・乙社が有すべき許可は、A県知事及びB県知事による特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を含む。）の収集運搬業の許可となる。 <p>注）特別管理産業廃棄物処理業の許可には期限（5年、優良認定業者*の場合7年）があるので、注意すること。</p> <p>*通常の許可基準に加え、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定（参照）令第6条の14第2号、規則第10条の16の2</p> <p>さらに、感染性廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、あらかじめ委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、当該感染性廃棄物取り扱う際に注意すべき事項を文書で業者に通知しなければならない。</p> <p>（参照）法第12条の2第5項及び第6項、令第6条の6</p> <p>4（略）</p> <p>（参照）令第6条の6、規則第8条の16、第8条の16の2、第8条の16の3</p> <p>5（略）</p>	<p>(7)その他 (例)</p> <p>A県の病院が、感染性廃棄物の焼却をB県の特別管理産業廃棄物処分業者（甲社）に、甲社の事業場までの収集運搬を特別管理産業廃棄物収集運搬業者（乙社）に、それぞれ委託しようとする場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲社が有すべき許可は、B県知事による特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を含む。）の処分業（焼却処分）の許可 ・乙社が有すべき許可は、A県知事及びB県知事による特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を含む。）の収集運搬業の許可となる。 <p>注）特別管理産業廃棄物処理業の許可には期限（5年）があるので、注意すること。</p> <p>さらに、感染性廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、あらかじめ委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、当該感染性廃棄物取り扱う際に注意すべき事項を文書で業者に通知しなければならない。</p> <p>（参照）法第12条の2第3項及び第4項、令第6条の6</p> <p>4（略）</p> <p>（参照）令第6条の2第3号、規則第8条の4、第8条の4の2</p> <p>5（略）</p>

ADMINISTRATION INFORMATION

改 正 案	現 行
<p>5. 2 再委託の基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>感染性廃棄物の収集運搬業者又は処分業者は、感染性廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、一定の基準に従って委託する場合については、この限りではない。</p> <p>(参照) 法第14条の4 第16項</p> </div> <p>【解説】 1～3 (略)</p> <p>5. 3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1 (略) 2 (略) 3 医療関係機関等は、感染性廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認しなければならない。 (参照) 法第12条の3 第6項 4 医療関係機関等は、前年度に交付したマニフェストに関する報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。 (参照) 法第12条の3 第7項 5 医療関係機関等は、定められた期間内にマニフェストの写しの送付を受けないとき、返送されたマニフェストの写しに規定された事項の記載がないときは、速やかに当該感染性廃棄物の処理状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。 (参照) 法第12条の3 第8項</p> </div> <p>【解説】</p> <p>1, 2 (略) 3 (1)～(4) (略) (5) 交付したマニフェストの控えは、運搬受託者（処分受託者がいる場合に</p>	<p>5. 2 再委託の基準</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>感染性廃棄物の収集運搬業者又は処分業者は、感染性廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、一定の基準に従って委託する場合については、この限りではない。</p> <p>(参照) 法第14条の4 第14項</p> </div> <p>【解説】 1～3 (略)</p> <p>5. 3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1 (略) 2 (略) 3 医療関係機関等は、感染性廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認しなければならない。 (参照) 法第12条の3 第5項 4 医療関係機関等は、前年度に交付したマニフェストに関する報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。 (参照) 法第12条の3 第6項 5 医療関係機関等は、定められた期間内にマニフェストの写しの送付を受けないとき、返送されたマニフェストの写しに規定された事項の記載がないときは、速やかに当該感染性廃棄物の処理状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。 (参照) 法第12条の3 第7項</p> </div> <p>【解説】</p> <p>1, 2 (略) 3 (1)～(4) (略) (5) 交付したマニフェストの控えは、運搬受託者（処分受託者がいる場合に</p>

行政だより

改 正 案	現 行
<p>は、処分受託者)から<u>送付されたマニフェストの写しとともに5年間保存しなければならない。</u></p> <p>4 医療関係機関等の事業者(中間処理業者を含む。)が交付するマニフェストに記載する事項は次のとおりであり、様式も定められている。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 処分受託者は、処分を終了したときは、処分受託者の氏名又は名称、処分を担当した者の氏名及び処分を終了した年月日(当該処分が最終処分である場合にあっては、これらの事項に加えて当該最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した旨)をマニフェストに記載し、処分を終了した日から10日以内(電子マニフェストの場合にあっては3日以内)に、マニフェストを交付した医療関係機関等に当該マニフェストの写しを送付しなければならない。</p> <p>この場合において、当該マニフェストが運搬受託者から回付されたものであるときは、当該回付をした者にもマニフェストの写しを送付しなければならない。</p> <p>7 処分受託者は、6の前段又は本項の規定により、当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された<u>マニフェストの写し</u>の送付を受けたときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した年月日を記載するとともに、1で交付された、又は5で回付されたマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が終了したことを確認の上10日以内に、マニフェストを交付した医療関係機関等に当該マニフェストの写しを送付しなければならない。</p> <p>8 医療関係機関等は、<u>交付したマニフェス</u></p>	<p>は、処分受託者)から<u>マニフェストの写し</u>の送付があるまでの間保管すること。</p> <p>4 医療関係機関等の事業者(中間処理業者を含む。)が<u>マニフェストに記載する事項及びその様式は次のとおり定められている。</u></p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 処分受託者は、処分を終了したときは、処分受託者の氏名又は名称、処分を担当した者の氏名及び処分を終了した年月日(当該処分が最終処分である場合にあっては、これらの事項に加えて当該最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した旨)をマニフェストに記載し、処分を終了した日から10日以内に、マニフェストを交付した医療関係機関等に当該マニフェストの写しを送付しなければならない。この場合において、当該マニフェストが運搬受託者から回付されたものであるときは、当該回付をした者にもマニフェストの写しを送付しなければならない。</p> <p>7 処分受託者は、6の前段又は本項の規定により、当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された<u>管理票の写し</u>の送付を受けたときは、最終処分が終了した旨、当該最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した年月日を記載するとともに、1で交付された、又は5で回付されたマニフェストに係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が終了したことを確認の上10日以内に、マニフェストを交付した医療関係機関等に当該マニフェストの写しを送付しなければならない。</p> <p>8 医療関係機関等は、マニフェストの控え</p>

ADMINISTRATION INFORMATION

改 正 案	現 行
<p>トの控えと処分業者から返送されるマニフェストの写しをつき合わせることにより感染性廃棄物が適正に処理されたことを確認し、それらのマニフェストを、送付を受けた日から5年間保存しなければならない。</p> <p>9 医療関係機関等は、事業所ごとに、毎年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、マニフェストの交付枚数等）に関し、定められた様式（規則第8条の27に定める様式第3号）により報告書を作成し、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、電子マニフェストを利用した場合には、情報処理センターが集計して都道府県知事に報告を行うため、医療関係機関等が自ら都道府県知事に報告する必要はない。</p> <p>10～13（略）</p>	<p>トの控えと処分業者から返送されるマニフェストの写しをつき合わせることにより感染性廃棄物が適正に処理されたことを確認し、それらのマニフェストを、送付を受けた日から5年間保存しなければならない。</p> <p>9 医療関係機関等は、事業所ごとに、毎年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、マニフェストの交付枚数等）に関し、定められた様式（規則第8条の27に定める様式第3号）により報告書を作成し、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、電子マニフェストを利用した場合には、情報処理センターが集計して都道府県知事に報告を行なうため、医療関係機関等が自ら都道府県知事に報告する必要はない。</p> <p>10～13（略）</p>
<p>5. 4 排出事業者の責任</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>医療関係機関等は、委託基準やマニフェストについて法令上の義務を遵守することに加えて、感染性廃棄物が最終処分に至るまでの一連の行程における処理が不適正に行われることがないように、必要な措置を講ずるように努めなければならない。 (参照) 法第12条の2 第7項</p> </div> <p>【解説】 1～4（略）</p> <p>5 医療関係機関等の排出事業者は、産業廃棄物を委託した処理業者から産業廃棄物の処理を適正に行なうことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として処理施設の故障・事故、事業の廃止、行政処分などの通知があった場合、処理業</p>	<p>5. 4 排出事業者の責任</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>医療関係機関等は、委託基準やマニフェストについて法令上の義務を遵守することに加えて、感染性廃棄物が最終処分に至るまでの一連の行程における処理が不適正に行われることがないように、必要な措置を講ずるように努めなければならない。 (参照) 法第12条の2 第5項</p> </div> <p>【解説】 1～4（略） (追加)</p>

行政だより

改 正 案	現 行
<p>者の処理状況を把握し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(参照) 法第14条第13項、14項、法第14条の4第13項、14項、法第12条の3の8項</p> <p>6 5の事業者が講ずべき措置としては、例えば次のような措置が考えられる。</p> <p>(1)通知を発出した産業廃棄物処理業者等が処理を適切に行えるようになるまでの間、その処理業者に新たな処理委託を行わないこと。とりわけ、産業廃棄物を引き渡していないときに通知を受けた場合には、当該措置を講ずることで足りること。</p> <p>(2)処分を委託した産業廃棄物が処分されていないことが判明した場合にあっては、委託契約を解除して他の産業廃棄物処理業者等に処分を委託し直すこと。</p> <p>(3)委託した産業廃棄物が再委託可能なものである場合にあっては、通知を発出した産業廃棄物処理業者等に再委託基準に則って再委託させること。</p> <p>7 5の通知を受けた医療関係機関等の排出事業者は、産業廃棄物処理業者等に引き渡した産業廃棄物について処理が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないときは、通知を受けた日から30日以内に都道府県知事又は政令市長に報告書を提出しなければならない。</p> <p>(参照) 法第12条の3第8項、規則第8条の29</p> <p>図 産業廃棄物の処理（他人に委託して処理する場合）の流れ（略）</p> <p>図 産業廃棄物管理表（マニフェスト）の流れ（略）</p> <p>図 電子マニフェストシステムによる流れ（略）</p>	

ADMINISTRATION INFORMATION

改 正 案	現 行
<p>第6章 感染性廃棄物の収集運搬及び保管</p> <p>6. 1 (略) 6. 2 (略)</p> <p>【解説】 1, 2 (略) 3 (1) (略) (2)次の内容を記載した書面を備えておくこと。 ア 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し イ マニフェスト (※) <u>※電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証の写し及び以下の事項運搬する産業廃棄物の種類・量を記載した書面又はこれらの電子情報。</u> <u>①運搬する産業廃棄物の種類及び数量</u> <u>②運搬を委託した者（排出事業者）の氏名又は名称</u> <u>③積載日、積載した事業場の名称、所在地、連絡先</u> <u>④運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先</u></p>	<p>第6章 感染性廃棄物の収集運搬及び保管</p> <p>6. 1 (略) 6. 2 (略)</p> <p>【解説】 1, 2 (略) 3 (1) (略) (2)次の内容を記載した書面を備えておくこと。 ア 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し イ マニフェスト (<u>電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量を記載した書面又はこれらの電子情報。</u>)</p>
<p>第7章 廃棄物処分業者が行う感染性廃棄物の処分</p> <p>【解説】 1～8 (略) 9 (1) (略) (2) (参照) 令第6条第1項第2号イ、令第3条第2号イ、規則第1条の7 10 処分業者は、処理実績を記録し、5年間保存すること。 (参照) 法第14条の4 第18項 11 (略)</p> <p>(参考1) 紙おむつについて 感染症法に規定される感染症に関し、使用後排出される紙おむつについて、感染性廃棄物の該否の別は、次の表のとおりである。</p>	<p>第7章 廃棄物処分業者が行う感染性廃棄物の処分</p> <p>【解説】 1～8 (略) 9 (1) (略) (2) (参照) 令第6条第1項第2号、令第3条第2号、規則第1条の7 10 処分業者は、処理実績を記録し、5年間保存すること。 (参照) 法第14条の4 第16項 11 (略)</p> <p>(参考1) 紙おむつについて 感染症法に規定される感染症に関し、使用後排出される紙おむつについて、感染性廃棄物の該否の別は、次の表のとおりである。</p>

行政だより

改 正 案				現 行			
表 感染症ごとの紙おむつの取扱い				表 感染症ごとの紙おむつの取扱い			
感染症法の分類	感染症名	感染症名	備考	感染症法の分類	感染症名	感染症名	備考
一類 二類 三類	(略)	(略)	(略)	一類 二類 三類	(略)	(略)	(略)
	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、二パウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○			E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、二パウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
四類	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兎病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、フルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱、チクングニア熱	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。	四類	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兎病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、フルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
	クリプトスボリジウム症、麻しん、メチシリ耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ベニシリ耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、薬剤耐性アシントバクター	○			クリプトスボリジウム症、麻しん、メチシリ耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ベニシリ耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎	○	
五類	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、クラミジア肺炎（オウム病を除く）クロイツフェルト・ヤコブ病、髄膜炎菌性髄膜炎、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。	五類	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、クラミジア肺炎（オウム病を除く）クロイツフェルト・ヤコブ病、髄膜炎菌性髄膜炎、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
	新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○		新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○	
指定感染症		○		指定感染症		○	
新感染症		○		新感染症		○	

※1 ○：感染性廃棄物 ×：非感染性廃棄物
 ※2 ○、×に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。
 (参考2)～(参考8) (略)

※1 ○：感染性廃棄物 ×：非感染性廃棄物
 ※2 ○、×に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。
 (参考2)～(参考8) (略)

ADMINISTRATION INFORMATION

[八]

環水大大発第120717001号
平成24年7月17日

各<sub>都道府県
政令市</sub>大気環境主管部（局）長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長



特定建築材料以外の石綿含有建材の取扱いについて

大気環境行政の推進につきまして平素よりご協力いただき感謝申し上げます。
大気汚染防止法に規定されている特定建築材料以外の石綿含有建材の取扱いにつきましては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011」において原則として湿潤化し手作業で取り外すこと等が規定されています。

しかし、手作業で取り外した特定建築材料以外の石綿含有建材をフレキシブルコンテナパックに入れるために破碎していることが見受けられ、石綿を飛散させていることが懸念されています。石綿の飛散防止のため、取り外した石綿含有成形板等は、壊さずに廃棄すること、またサイズが大きく運送などに当たり、やむを得ず切断等する場合には、十分湿潤化し石綿の飛散を防止することなどの取り扱いが必要です。

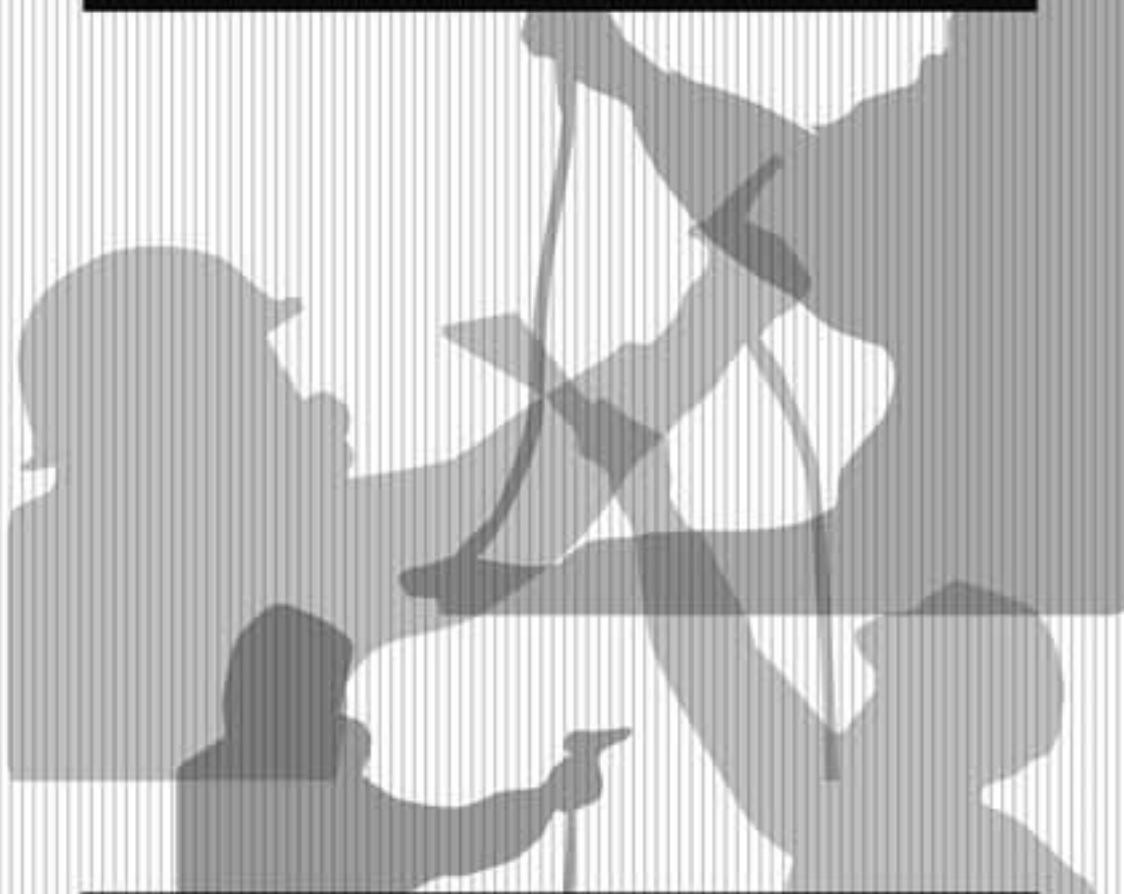
貴職におかれましては関係部局、労働基準監督署と連携し管下自治体及び建築物解体業や産業廃棄物処理業等の関係団体に、特定建築材料以外の石綿含有建材を破碎する等により石綿を飛散させないよう周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省において別添のとおり特定建築材料以外の石綿含有建材の取扱いについてパンフレット (http://www.mhlw.go.jp/new_info/kobetu/roudous/sekimen/pamph/index.html) が作成されており、こちらも業務の参考としてご活用ください。

行政だより

建物を解体・改修するには

—石綿を含むスレート板、ビニル床タイルに注意!—



建築物等の解体・改修を行う際には、石綿(アスペスト)が建材に使用されているか必ず事前に調査し、記録することが義務付けられています。

石綿が使用されていた場合、適切な飛散・ばく露防止措置をとる必要があります。

本パンフレットでは、石綿が含まれる成形板等の除去の際の留意事項を中心にとりまとめています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ADMINISTRATION INFORMATION

建物等の解体・改修における事前調査

建築物解体・改修時には、木造建築であっても、吹き付け材がなくても、石綿の有無を判断するための事前調査が義務付けられています。目視や設計図書等で判断がつかない場合は、石綿があるものとして作業を行うか、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。また、これらの調査を終了した日、調査の方法及び結果の概要について、労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。(石綿障害予防規則第3条)

詳しくは、4ページ目の「事前調査の流れ」(模式図)をご覧ください。

石綿含有成形板等を除去する作業(いわゆるレベル3作業)

取扱い時の発じん性が比較的低い、石綿を含有する成形板等【スレートボード、吸音板、ビニル床タイル(Pタイル)、けい酸カルシウム板、サイディング、セメント板等】を除去する作業であっても、破壊や破断を行ったり、また、適切な飛散・ばく露防止措置を伴わなければ、高濃度の石綿にばく露するおそれがありますので注意が必要です。

建築物の施工部位の例

天井／壁 内装材 :スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、パルプセメント板

天井／床 吸音断熱材:石綿含有ロックウール吸音天井板

床材 :ビニル床タイル、フロア材

外壁／軒天 外装材 :窓枠系サイディング、スラグセッコウ板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第一種

屋根材 :スレート波板、住宅屋根用化粧スレート

石綿とは

石綿は、アスベストとも呼ばれているもので、天然に産出する鉱物の一様です。

石綿は、熱や摩擦に強い等の性質から、これまでさまざまな用途に使用されてきましたが、特に建築材料として大量に使用されてきました。

石綿の有害性としては、石綿の粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害を発生させるおそれがあります。

①石綿肺(じん肺の一様) :肺が纏維化するもので、せき等の症状が現れ、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。

②肺癌 :肺にできる悪性の腫瘍です。

③胸膜、腹膜等の中皮腫(かんの一様) :肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍です。

行政だより

作業計画の策定と実施

石綿含有成形板等の建材を除去する作業では、次の点に留意して作業の計画を策定するとともに、作業を実施してください。

1) 作業計画の策定

石綿除去作業に必要な作業計画は、事前調査の結果や建築物の解体に関する作業計画を踏まえたものにしましょう。

2) 作業の方法

■手ばらし作業

可能な限り破壊や破断を伴わない方法で行い、原則として手ばらしで、原形のまま除去してください。それができない場合は十分に温潤化し、高性能真空掃除機で集じんしながら作業してください。



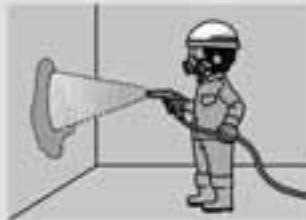
取りはずした建材は高所からの投下などのないように注意してください。



3) 石綿粉じんの発散防止

■温潤化

原則として散水又は薬液の散布等により、温潤化して作業を行います。散水することにより足元が滑りやすくなることや重量物などが手から滑って落下する恐れがある場合は、留め付け部分のみでもかまいません。



4) 労働者の石綿粉じんのばく露防止対策

労働者の健康障害を防止する観点から、以下が石綿障害予防規則により義務付けられています。

① 石綿作業主任者の選任

② 労働者への特別教育の実施

(対象は解体等作業に従事する労働者全員です。)

③ 適切な呼吸用保護具の使用

(電動ファン付き呼吸用保護具又は取替式防じんマスク【RS3-RL3】を使用してください。)

④ 保護衣又は作業衣の使用

⑤ 作業に関係ない者の立入禁止措置

⑥ 作業の記録及び保管(40年間)

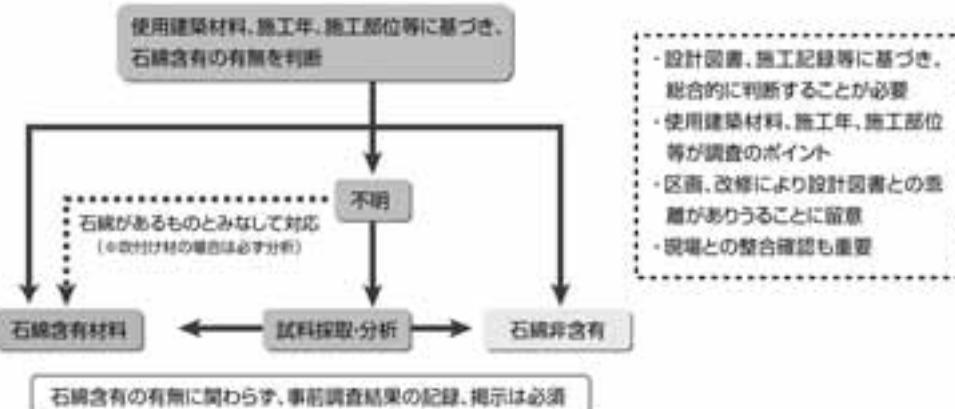
⑦ 健康診断の実施及び記録の保管(40年間)

※石綿吹付け材や石綿含有保溫材等の除去作業では、より厳重な飛散・ばく露防止対策を講じるとともに届出等が必要です。



ADMINISTRATION INFORMATION

事前調査の流れ



罰則について

石綿障害予防規則は労働安全衛生法に基づく省令であり、各規定に違反した場合は、労働安全衛生法に基づく罰則の適用があります。(一部規定を除く)

石綿含有成形板等を取り外した後は次の点にも留意

▼ 再利用しないでください

建築物等に使用されていた石綿含有成形板等を取り外した後に再利用したり、他者に譲渡・提供することは固く禁じられています。(労働安全衛生法第55条)

▼ 壊さないでください

取り外した石綿含有成形板等は、壊さずに廃棄してください。サイズが大きく運送等に当たり、やむを得ず切断等する場合には、十分温潤化するとともに、適切な呼吸用保護具を着用し、石綿粉じんの飛散・ばく露を防止してください。

その他的一般的な安全衛生対策

▼ 建物の解体・改修時には、屋根や足場等からの転落に注意すること

▼ スレート板等の踏み抜きによる転落事故にも注意すること

▼ 建設用機械(重機)の近くでの作業は避けること

▼ 作業の前後にこまめに水分、塩分を摂取するなど熱中症対策を講じること

● 詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。

HQ4.3

行政だより

大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針の新旧対照表

新	旧
大阪府域における東日本大震災の 災害廃棄物処理に関する指針 平成23年12月27日 策定 平成24年 6月18日 改定	大阪府域における東日本大震災の 災害廃棄物処理に関する指針 平成23年12月27日 策定 平成24年 6月18日 改定
1 目的 (略)	1 目的 (略)
2 基本的事項 (略)	2 基本的事項 (略)
3 処理の対象とする災害廃棄物 (略)	3 処理の対象とする災害廃棄物 (略)
4 災害廃棄物の処理における放射性物質に係 る事項 (略)	4 災害廃棄物の処理における放射性物質に係 る事項 (略)
5 災害廃棄物の処理の流れの概要 (略)	5 災害廃棄物の処理の流れの概要 (略)
6 災害廃棄物の処理工程 (略)	6 災害廃棄物の処理工程 (略)
3) 選別・中間処理について (1) 選別・仕分け処理について ア 受け入れた災害廃棄物は、コンテナか らの荷降ろし作業や災害廃棄物の選別・ 破碎施設による処理が全て建屋内で行う ことができる広さを有する施設で行うことと とする。ただし、被災地において十分 に選別・破碎された状態の災害廃棄物を 受け入れる場合は、府域における選別・ 破碎処理を省略することができる。 (略)	3) 選別・中間処理について (1) 選別・仕分け処理について ア 受け入れた災害廃棄物は、コンテナか らの荷降ろし作業や災害廃棄物の選別・ 破碎施設による処理が全て建屋内で行う ことができる広さを有する施設で行うことと とする。 (略)
4) 埋立処分について (略) (2) 水面における埋立処分	4) 埋立処分について (略) (2) 水面における埋立処分

ADMINISTRATION INFORMATION

新	旧
<p>(2)-1 大阪市北港処分地（夢洲1区）における埋立処分</p> <p>ア 埋立処分にあたっては、次のとおり行うこととする。</p> <p>(ア) 焼却灰等は陸域化部に埋立処分することとし、埋立場所が特定できるように措置する。</p> <p>(イ) 埋め立てる焼却灰等と水がなるべく接触しないように場内の水が溜まりやすい場所での埋立ては行わない。</p> <p>(ウ) 埋め立てる焼却灰等が、将来、沈下により保有水と接触しないよう、あらかじめ土壌層を敷設する。</p> <p>(エ) 焼却灰等の最下部にゼオライト層(20cm程度)を敷設した上で埋め立てる。</p> <p>(オ) 飛散、流出防止のため即日、土又は遮水シートで覆う。</p> <p>イ 排水中のダイオキシン類・重金属類等を測定し、廃棄物処理法の排水基準を遵守することとする。測定は、廃棄物処理法に定める頻度・方法により実施することとする。</p> <p>ウ 排水処理施設に入る前の原水の放射性物質濃度は、3ヶ月間の平均濃度について、次の式により算定した値が1を超えないようにすることとする。</p> <p>エ 処分地の敷地境界、埋立区画及び埋立</p> <p style="text-align: center;">セシウム134の濃度 (Bq/L)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">60 (Bq/L)</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p style="text-align: center;">セシウム137の濃度 (Bq/L)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">90 (Bq/L)</p> <p>Bq : ベクレル L : リットル</p> <p>作業場所で空間線量率を測定する。放流水、排水処理施設に入る前の原水及び排水処理施設からの排水汚泥について、放射性物質濃度を測定する。測定対象等詳</p>	<p>放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下の焼却灰等の埋立処分については、平成23年8月29日付け環境省通知「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について」により、焼却灰等と水がなるべく接触しないような対策の考慮や、土壌の層の上に焼却灰を埋め立てるなど、より安定した状態で埋立処分を行うよう示されているが、水面における埋立処分の取扱いについては、具体的な見解は示されていない。</p> <p>今後、国から処理基準について見解が示された段階で、専門家の意見を聞き、処理方法について取りまとめることとする。</p>

行政だより

新	旧
<p>細については、図6及び表5のとおりとする。</p> <p>測定の結果、処分地の敷地境界、埋立区画及び埋立作業場所の空間線量率が異常に高くなった場合並びに放流水、排水処理施設に入る前の原水、排水汚泥の放射性物質濃度が次の（ア）又は（イ）に該当した場合は、処理を中断し、埋立物、処分地の詳細調査を行う。埋立ての目安値を超過した埋立物、排水汚泥があった場合は、作業者が放射線による影響を受けないように措置をとった上で、処理方法について検討する。</p> <p>（ア）放流水及び排水処理施設に入る前の原水の放射性物質濃度について、（2）－1ウの式により算定した値が1を超過した場合</p> <p>（イ）排水汚泥の放射性物質濃度が埋立ての目安値を超過した場合</p> <p>（2）－2 大阪市北港処分地（夢洲1区）以外での埋立処分</p> <p>当該処分場における安全性の個別評価結果が国から示された段階で、専門家の意見を聞き、処理方法について取りまとめることとする。</p> <p>（3）陸上部における埋立処分</p> <p>ア 埋立処分にあたっては、次のとおり行うこととする。</p> <p>（ア）焼却灰等の埋立場所が特定できるよう措置する。</p> <p>（イ）埋め立てる焼却灰等と水がなるべく接触しないように場内の水が溜まりやすい場所での埋立ては行わない。</p> <p>（ウ）土壤の層の上に焼却灰等を埋め立てる。</p> <p>（エ）飛散、流出防止のため即日、土又は遮水シートで覆う。</p> <p>（略）</p>	<p>（3）陸上部における埋立処分</p> <p>ア 埋立処分にあたっては、次のとおり行うこととする。</p> <p>（ア）焼却灰等の埋立場所が特定できるよう措置する。</p> <p>（イ）埋め立てる焼却灰等と水がなるべく接触しないように場内の水が溜まりやすい場所での埋立ては行わない。</p> <p>（ウ）土壤の層の上に焼却灰等を埋め立てる。</p> <p>（エ）飛散、流出防止のため即日覆土を施す。</p> <p>（略）</p>

ADMINISTRATION INFORMATION

新	旧
7 適正処理の管理 (略)	7 適正処理の管理 (略)
8 情報の公開 (略)	8 情報の公開 (略)

行政だより

Reduce

発生抑制

ごみや不用品の発生そのものを減らすことです。

繰り返し使
そのまま

- コピー・プリンターの使用は最小限にしましょう。
- 両面コピー・縮小コピーを行いましょう。
- ペーパータオル・紙コップ等の使い捨て製品の使用を控えましょう。

- ミスコピー
- エコマーク

Recycle

再生利用

不用品を再度原材料として
利用することです。

- リサイクルできるものは、正しく分別しましょう。
- 分別ボックスには種別をわかりやすくしましょう。

事業系ごみの減量推進、適正処理のためのオフィスごみの分類とリサイクル

大阪市環境局 TEL:06-6630-3266 [お問い合わせ、各種請求センターへ](#) <http://www>

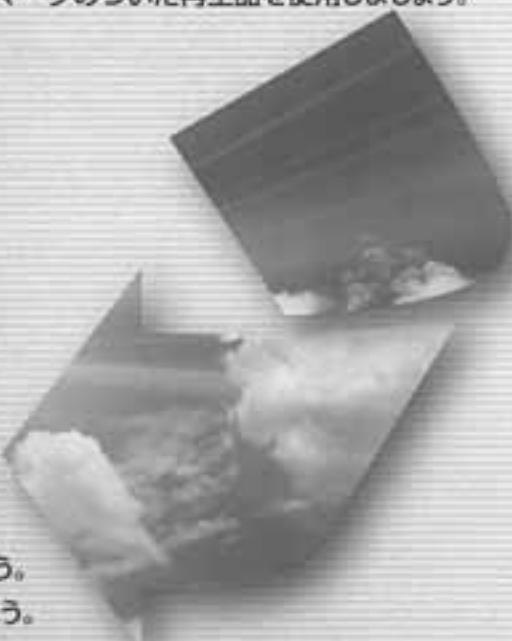
ADMINISTRATION INFORMATION

Reuse

再 使用

返し使用できるものは捨てずに
そのまま使用することです。

ミスコピーは裏面を再利用しましょう。
エコマークのついた再生品を使用しましょう。



しよう。
しよう。

リサイクルの流れの例について▶裏面へ

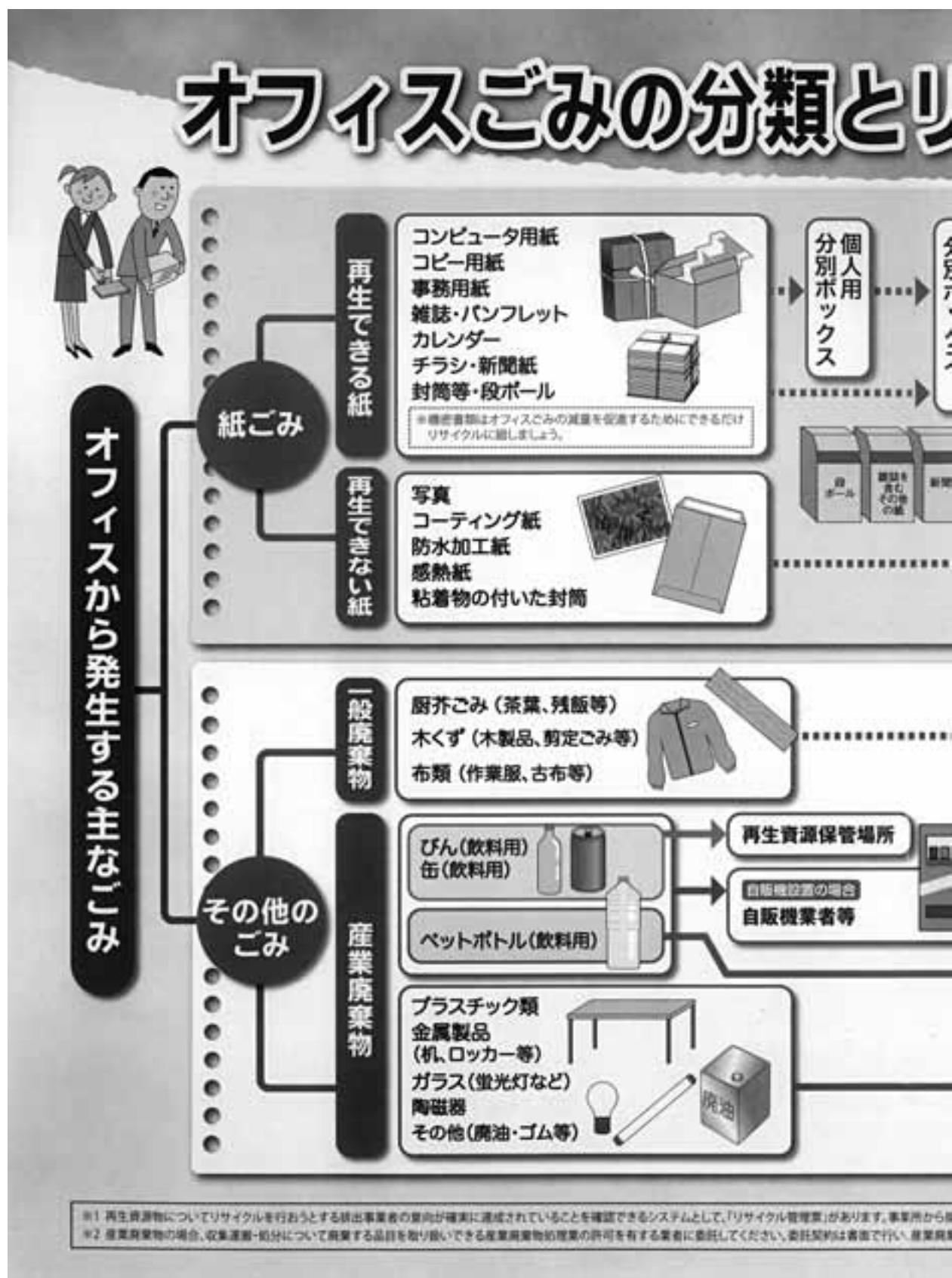
<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/index.html>

環境に配慮した
事業活動を行いましょう！

オフィスから出るごみの減量と適正処理のための取組を進め、

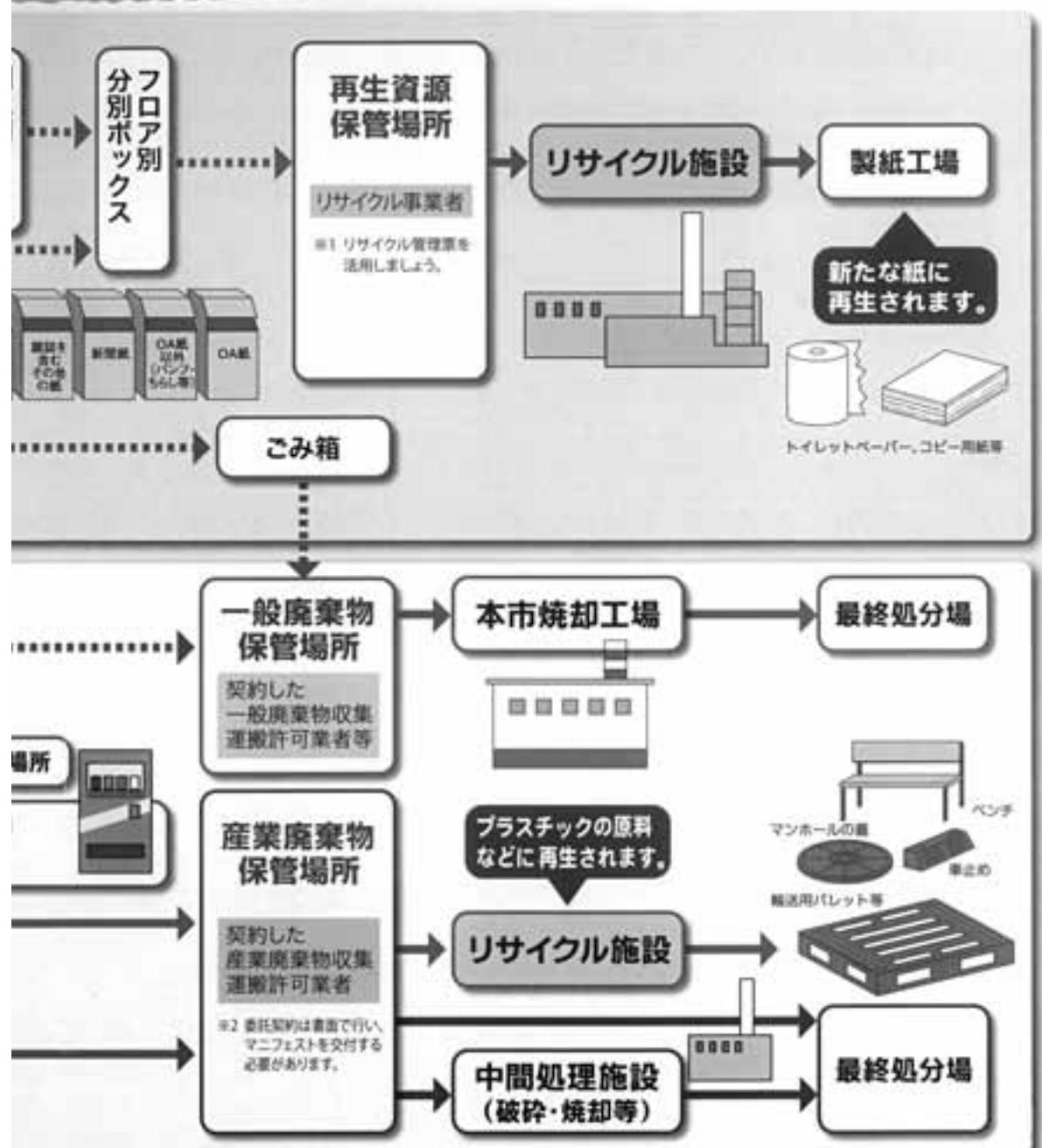
リサイクル認定⑧
この機関が、認定基準一
に適合しております。

行政だより



ADMINISTRATION INFORMATION

リサイクルの流れの例



また、事業所から排出される再生資源物につきましても、委託された再生資源業者に対して「リサイクル管理票」の交付を求め、再生資源化状況の把握に努めてください。
また、**産業廃棄物を引き渡す際に、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。(詳しくは「事業系ごみ適正処理ハンドブック」をご覧ください。)**

廃棄物処理先進事例調査

再生処分部会においては、平成24年度より再生処分に関する先進事例調査事業を始め、その内容については、隨時Clean Life誌上で発表する予定にしている。

今回は国際環境フォーラム（MIECF）及びリマテック株式会社大船渡事業所を紹介する。

第1回 マカオ国際環境企業フォーラム及び展示会



オープニングセレモニー 講演会



展示会場



展示会場

国際環境フォーラム（MIECF）

再生処分部会の第1回目の調査事業として、国際環境フォーラム（MIECF）に参加した。

このフォーラムは、福建省から香港に至る中国南部の低炭素未来と持続可能な都市開発を促進する目的で、中華人民共和国の特別行政区であるマカオ政府が主催、中国政府が共催している。

第5回目の開催となる今回は3月29日～31日の日程で、「グリーン・エコノミー成長のための新しい力」というメインテーマを掲げ、再生可能エネルギー・廃棄物・環境システムソリューション等に関連したフォーラムや情報交換会や展示会などが催された。これからさらなる発展が予想される中国南部及び東南アジア地域の最新の環境ビジネスの動向やパートナーシップや投資機会を求めて来場者は年々増える傾向にあり、今年は53の国や地域から8500人以上が来場した。主催者によれば、MIECFは単なる展示会に終わらせるつもりはなく、経済発展と環境保護を両立できるようなフォーラムやビジネスマッチングを展開し、マカオをプラットフォームにしてアジア全体に情報



展示会場

を発信したいという考えを持っているようだった。

中国からは地方政府関係者が9名も参加し、環境保護に対して本格的に動き出す気配が見え、会場中央には中国企業による電気バスが展示されていた。日本のトヨタ自動車からは低燃費車が出展され、注目を浴びていた。クリーンエネルギー関連の展示が多くかったが、廃棄物の回収とリサイクル、環境製品の紹介、省エネ事業やエコツーリズム、環境教育などのブースもあった。(写真1~4)

中国企業は国内の環境問題の解決だけでなく、ヨーロッパを中心とする先進国に対する環境先進機器の販売に軸足を向けていたようだ。反対に、ヨーロッパ各国からは、中国や東南アジア向けに大量に処理できる大型処理プラントの売り込みが中心となっており、アメリカからはNASAの技術を用いた洗剤を使わない画期的な洗濯機が紹介されていた(写真5、6)。残念ながら日本の環境機器専門メーカーの出展は無く、日本企業の売り込みが非常に弱い印象を受けた。

中国国内向けの環境関連機器のトレンドは廃液等の処理であり、環境負荷をいかに減らすのかというよりは、写真7にある廃油の再生機器など廃棄物をいかに再利用してコストメリットを出すかというのがポイントとなっているようであった。

MIECF視察全体を通して感じたことは、中国を中心として環境への関心は非常に高く、我々日本の廃棄物処理業者がパートナーとして活躍できる場所は多数あるとの認識を持ったが、日本以外の国々が独自のパビリオンやブースを持っているのとは対照的に、日本独自で企業をサポートする体制がないのが非常に残念であった。会場でも日本人の姿はほとんど見当たらず、言葉の壁だけではなく、もっと自由に商取引ができる環境をつくり、国際的な展示会での交流が盛んになれば我々のさらなる将来が開けるのではないかと感じた。

MIECFは香港で行われている「エコ・エキスポ・アジア」同様に今後も国際環境フォーラムとしてアジアのプラットフォームとして拡大していく予定で、次回は2013年3月21日~23日に開催が予定されている。今後参加する機会があれば、我々業界のために今回感じた問題点を解決して臨みたいと考えている。



新型洗濯装置

NASAの技術が取り入れられた新型洗濯装置は大変注目されていた。洗濯機に取り付けて使って、水に過酸化水素(過酸化水素水)、酸素およびオゾンを入れることで、洗濯洗剤を使わなくても服をきれいにしてくれる。洗浄時間を減らしながら、服の摩耗を低減され、実用性が高い。



新型洗濯装置



廃油再生処理機

第2回

リマテック株式会社(東北支社) ～岩手県大船渡市内における災害廃棄物の処理～



リマテック㈱提供

再生処分部会の第2回目の調査事業として、4月12日にリマテック株式会社大船渡事業所を視察した。

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、16年前の阪神大震災をはるかに超える国内観測史上最大の大地震であった。東北地方の太平洋沿岸部は地震と津波により壊滅的な被害を受けた。

リマテック株式会社は、主要顧客である太平洋セメント株式会社が岩手県大船渡市で操業、また、2004年より青森・岩手県境における不法投棄現場原状回復事業に携わっており、東北地方には以前より深いつながりがあったことから、東日本大震災の震災廃棄物の処理及び復興支援に速く対応した企業のひとつである。

同社は阪神淡路大震災の震災廃棄物除去業務を請け負った経験から、復興には災害廃棄物処理計画策定のスピードが重要であると感じられ、発生後間もない3月16日には秋田経由で岩手県に入り、自治体担当者とさまざま協議を重ねた。策定された災害廃棄物処理計画の基本方針は「災害廃棄物処理に伴って地域雇用を創出し、その後の地域復興を加速させる」とし、地元企業を中心に、太平洋セメント株式会社大船渡工場の協力を得ながら、協業体制を確立、処理計画の遂行を目指した。できるだけ迅速かつ円滑な対応が必要と感じた同社は、4月20日には東北支社を登記、東北支社を岩手県内での活動拠点と位置付け、全社挙げてバックアップ、社内リソースを有効に活用できる体制を整備した。

地震による大津波で大きな被害を受けた大船渡市や陸前高田市では、がれき類だけでなく、沿岸部にある水産加工業者の倉庫や工場から発生した水産廃棄物の処理が大きな問題となっていたが、関係各方面と粘り強く交渉・調整を重ねた結果、震災から3カ月あまりが経過したところで、本来、条約で禁止されている「水産廃棄物の海洋投棄による処理」が特別に認められた。地元建設業協会や被災された水産加工会社の従業員の協力を得て、海洋投棄を行う準備として手作業による選別作業

を行い、6月28日に海洋投棄が行われたそうである。

多種多様な廃棄物が混ざっている災害廃棄物を処理するためには、「できるだけ早い時期での分別」が基本であり、解体・撤去段階からの分別を徹底するとともに、仮置き場や一時保管場所等の廃棄物の集積場でも重機や機械とマンパワーによる破碎・分別作業を行うなど、迅速処理と高リサイクルの両立を実現できる処理計画を立案し、実施した。さらに、倒壊家屋の解体・撤去、解体後の廃棄物の運搬や処理に至るまでの各工程についても、交通渋滞や粉塵、騒音、振動などの発生を極力抑制できる処理計画を策定した。



大船渡市内1カ所に設置された一時保管場所では、仮置き場から搬入された災害廃棄物の数量管理、処分及び再利用先に応じた選別、選別後の搬出数量の管理を行っている。我々でもどこから手を付ければよいのか悩むような廃棄物の山であったが、広大な敷地に計算された選別システムが組まれてあり、ユニット化、標準化が行われ、18品目もの分別を行っている。分別が進んでいるとはいっても、焼却処理しかできない廃棄物もあり、そういう廃棄物は、太平洋セメント株式会社大船渡工場にて適正に焼却されることになるが、それを行うためには、すべての廃棄物に含まれる塩分を抑える必要がある。こちらでは除塩設備として大きな洗濯機のような洗浄設備や、廃水を浄化する大規模な水処理施設を整えられており、見学時にも施設の追加工事をされていた。除塩設備の横にはリマテックの寮が建てられていたが、施工、管理、指導についてはリマテックのスタッフで運営されているが、それ以外の業務についてはほとんどが地元での雇用となり、100名を超える地元雇用を実現しており、基本方針として挙げられた「地域雇用の創出」を成功させている。

リマテックへ向かう途中、我々が見た被災地の状況は、本当に悲しく辛く空しく言葉にならなかったが、



除塩施設





大船渡の選別場では積み上げられた災害廃棄物は次々と片付けられており、早期復興を目指し、地元と企業が手を携えて猛烈な勢いで処理が進んでいる印象を受けた。現時点では2014年3月に処理終了する計画を立てられているそうだが、一日でも早く終了させるために全員一丸となって取り組んでいたりだった。

大船渡の現場では、災害廃棄物の処理が始まってから、スタッフはほとんど休みなく泥まみれになりながら業務を遂行されているそうだ。「被災者のみなさまの希望へつなげていくことが私たちの使命だと考え、地元企業様と一緒に取り組んでいきたい」と話されるリマテック株式会社のスタッフの方々に、本当に頭が下がる思いである。

リマテック株式会社が携わるこの地においては、災害廃棄物の処理は比較的スムーズに進んでいるが、他市他県ではまだまだ処理が進んでいないのが現状である。今回の視察にてあらためて我々処理業者ができることがまだまだあると感じた。そして廃棄物処理のエキスパートである我々こそが、実行部隊としてこれから復興支援の先頭に立たなければいけないと強く感じ、岩手を後にした。

最後になりましたが、大変お忙しい中、ご丁寧な対応していただきましたリマテック株式会社のスタッフの皆様方に深く感謝申し上げます。



新規入会会員紹介

正会員

有限会社アルファフォルム

代表者	藤本泰子
住所	〒532-0021 大阪府大阪市淀川区田川北3-4-46
電話番号	06-6885-2440
FAX番号	06-6885-0610
業務内容	中間処理業



O S K 通 信

O S K / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成24年5月～平成24年7月）の概要を紹介します。

大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議 啓発部会

日 時：平成24年5月15日（火曜日）13時00分
場 所：大阪府咲洲庁舎／23階中会議室
参画者：白坂 悅夫（副会長）
三ツ川卓生（副会長）
松田 裕雄（専務理事兼事務局長）

大阪府産業廃棄物協会優良従事者表彰

日 時：平成24年5月25日（金曜日）15時00分
場 所：スイスホテル南海大阪／浪華の間
受賞者：榎木 道雄（大幸工業株）
豊島 伸行（株浜田）
樋口 典子（株大建工業所）

大阪府フロン対策協議会幹事会

日 時：平成24年6月4日（月曜日）15時00分
場 所：大阪府咲洲庁舎／21階大阪府公害審査会
室
参画者：松田 裕雄（専務理事兼事務局長）

廃棄物不適正処理巡視事業

日 時：平成24年6月5日（火曜日）10時00分
場 所：岸和田市方面
参加者：滝北 洋史（収集運搬副会長）
近道光一郎（青年部）
田中 千議（事務局事業主任）

株式会社リヴァックス主催 「廃棄物管理実務者セミナー」

日 時：平成24年6月8日（月曜日）15時30分
場 所：大阪新阪急ホテル／2階月の間
講 師：龍野 浩一（事務局次長）

全国産業廃棄物連合会地方功労者・ 地方優良事業所・優良従事者表彰



日 時：平成24年6月15日（金曜日）15時15分
場 所：明治記念館／蓬莱の間
受賞者：地方功労者表彰

奥野 健治（大幸工業株）
地方優良事業所表彰
アクティヤマト株
北口建設工業株
(株)クリーンクニナカ
優良従事者表彰
酒井 一男（株）マルサン
澤田 辰夫（ユニクル株）
浜辺 政市（大栄環境株）

大阪府アスベスト飛散防止推進会議

日 時：平成24年6月27日（水曜日）11時00分
場 所：大阪府咲洲庁舎／20階会議室
参画者：塙見 賴彦（理事）

全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成24年6月28日(木曜日) 15時00分
 場 所：京都リーガロイヤルホテル／朱雀の間
 参画者：
 國中 賢吉（会長）
 浜野 廣美（副会長）
 三ツ川卓生（副会長）
 松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
 龍野 浩一（事務局次長）
 田中 千議（事務局事業主任）

エコアクション21認証登録支援に関する説明会

日 時：平成24年7月2日(月曜日) 14時30分
 場 所：当協会会議室
 参加者：4名

なにわサンパイ塾

日 時：平成24年7月20日(金曜日) 13時30分
 場 所：当協会会議室
 参画者：
 白坂 悅夫(組織広報委員長)
 片渕 則人(組織広報委員)
 高好 健二(組織広報委員)
 國中 雅之(組織広報委員会オブザーバー)
 渋谷 和義(組織広報委員会オブザーバー)
 柳川 知徳(組織広報委員会オブザーバー)
 龍野 浩一(事務局次長)

参加者数：15名

**全国産業廃棄物連合会全国正会員事務局責任者会議**

日 時：平成24年8月3日(金曜日) 13時30分
 場 所：アジュール竹芝／14階天平の間
 議 題：平成24年度教育研修事業について
 会員企業の基礎情報等の調査結果報告について
 公益法人制度改革に伴う移行について、
 他
 参画者：松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
 龍野 浩一（事務局次長）

全国産業廃棄物連合会安全衛生促進研修会

日 時：平成24年8月29日(水曜日) 10時30分
 場 所：福岡県中小企業振興センター／3階会議室
 内 容：安全衛生に関する指導及び相談等に対応できる指導者、担当者の養成
 参画者：田中 正敏（副会長）
 田中 千議（事務局事業主任）

その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。

Member

会員紹介

Information



代表取締役社長

新城 匡司

インタビュー

会社名	株式会社 大松土建		
住所	大阪市北区本庄東2-10-15		
代表者名	新城匡司	代表者役職	代表取締役
従業員数	40名	会社設立日	昭和30年1月

INTERVIEW

Q
1

本日はお忙しい中、ありがとうございます。
まずは沿革などをお聞かせ頂けますか？

昭和30年に私の父が大阪市内で個人事業（新城組）として、はつり工事業を開始したことが当社の始まりです。その後、昭和42年に株式会社大松土建として法人組織に改組し、現在の本社所在地（大阪市北区本庄東）に本社屋を建設いたしました。

当初は、はつり工事業を専門にしておりましたが、時代の流れとともに事業が拡大し、解体工事も手掛けるようになりました。コンクリート廃材が大量に発生する解体工事を手掛けるうちに、それらの適正処理の必要性を感じ、“中島リサイクルセンター”を西淀川区の中島工業団地に建設することとなりました。その後、施設の数々の改良を重ね、現在では中間処理だけではなくコンクリート廃材を原料とした再生砕石の製造も行っています。



▲本社屋



▲中島リサイクルセンター

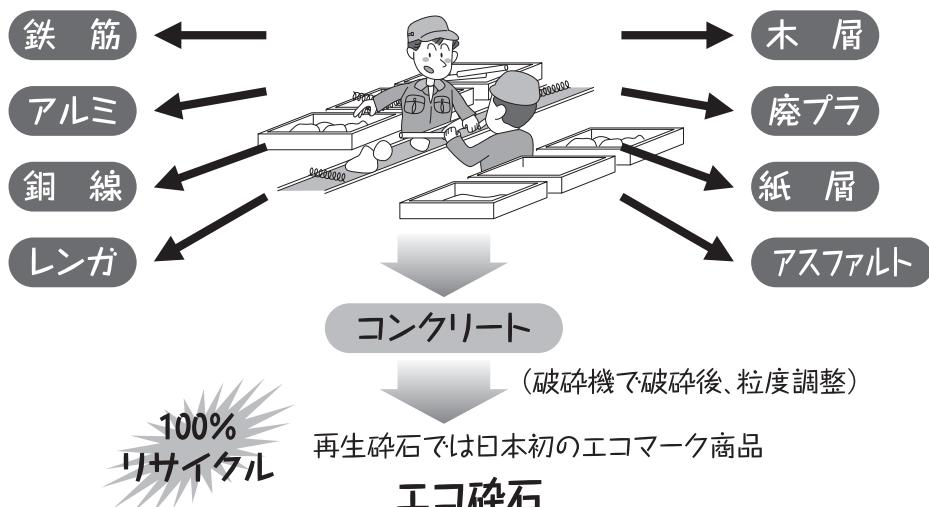
Q2

事業内容について教えていただけますか？

現在の弊社の事業は、建造物解体撤去工事、とび土工工事、土木工事、産業廃棄物処分業、再生砕石の製造を本社と中島リサイクルセンターの二体制で、解体とリサイクルの相乗効果を目指した事業を行っています。本社では、コンクリート建物、道路、解体工事一式の請負をし、そこから発生した建設廃材を中島リサイクルセンターで中間処理、再生砕石の製造販売を行っています。

工場内でも、徹底分別

しかし、ガラと混ざっているので、選別が困難

**Q3**

中島リサイクルセンターについてお聞かせいただけますか？

中島リサイクルセンターでは建設廃材の処理、再資源化、再利用化するためのクラッシャープラントを運営し、再生砕石の製造販売を行っています。

再生砕石の製造過程においては、コンクリート廃材をクラッシャーで破碎した後、アスファルトやレンガなどの不純物を徹底して取り除いています。ここで製造された再生砕石は、高品質で純度の高いもので、油分なども含まないため、路盤材だけではなく、河川工事や港湾関係にも使用可能なものとなっています。品質に対する徹底した取り組みにより、平成12年には再生砕石として初めて、財団法人日本環境協会のエコマーク商品に認定されました。今では「エコ碎石」というブランド名で広く利用していただいております。



▲再生碎石 RC-40・30
エコ碎石

— N T E R V I E W —

INTERVIEW

Q4

経営方針、従業員教育などについてお聞かせいただけますか？

「真面目に、素直に、一生懸命に」仕事に取り組めば道は開けるという信念の下、皆が同じ気持ちで行動することが大切です。解体部門の本社と中島リサイクルセンターという2つの体制に分かれていますが、目指す方向は同じだという意識を持って仕事に取り組むようにしています。

解体工事をする時でも、後からクレームや後悔のないようにしています。そのためには、中島リサイクルセンターでは、単に廃棄物を引き受けて処理するという姿勢で仕事をするのではなく、廃棄物がどのような状態で搬入されれば、再分別などの余計なコストがかからないのかを意識し、その情報を本社と共有してベストな解体方法をお客様に提案し、納得してもらってから解体を始めるようにしています。

**Q5**

前回の会報誌でも紹介させていただきましたが、近畿建設リサイクル表彰も受賞されましたね？

「近畿建設リサイクル表彰」は、3Rの取り組みを充実させ、循環型社会の構築に向けた行動を広げるため、建設リサイクルの推進を自主的、積極的に取り組んでいる事業者等を建設副産物対策近畿地方連絡協議会が表彰するものです。

中島リサイクルセンターをウェブカメラで公開する情報公開、小型風力発電装置の設置などの地球環境保全への取り組み、先進的な環境経営を取り入れなどが認められ、平成23年度の近畿建設リサイクル表彰（再資源化部門 奨励賞 受賞）を本年3月8日に受賞致しました。



**Q
6**

情報公開や環境配慮には力を入れておられるのですね。

中島リサイクルセンターにはウェブカメラを設置したのは、お客様に少しでも安心して頂くために、「ガラス張りの中間処理場」にしようと思ったことが始まりです。この取り組みによってお客様に安心を感じていただいた結果、受注増にもつながるなど、弊社にとってもメリットをもたらすこととなりました。

また、当社は長年解体工事等の建設業を行ってきましたが、建設業の環境負荷の大きさには気になっていました。そこで、「地球上にやさしい解体業」となり、解体工事で発生した建設副産物を徹底して分別し、リサイクルできるものは100%再生することを目標に取り組んだのが再生砕石「エコ砕石」です。その品質に徹底的にこだわって製造してきた結果がエコマーク認定に繋がりました。また、「環境経営」の一環として、平成12年7月にISO14001を取得しております。

これら環境の取り組みが認められ、第2回日本環境経営大賞（三重県が企業や団体等の優れた環境経営の取組を表彰するために創設）表彰において、環境経営部門環境経営優秀賞を頂くことができました。

WEBカメラ

小型風力発電装置

**Q
7**

お仕事をされていて感じられることや業界の状況などを
お聞かせいただけますか？

建設業界そのもののパイが小さくなっていますが、当然、仕事の量は減って受注競争が激しくなっているにもかかわらず、業者数だけは減ることが無いため、想定できない価格設定の受注競争が罷り通っているというのが、この4～5年続いています。この結果、業界全体では事故が増えているようで、皆が悪い方向に走っているように感じています。

解体工事だけではなく、産業廃棄物の処分に関しても厳しさは同じで、再生砕石の需要が極端に減っています。その一つの理由は土対法^{*}の関係で“再生砕石＝アスベスト含有”という風評被害で民間の方が使ってくれないことが考えられます。風評被害と公共工事の激減というダブルパンチが再生砕石の需要の減少につながっています。

解体工事の仕事自体は、それなりにあるのですが、再生砕石の持つ行き先の確保に苦慮しているため、受け入れることのできるコンクリート廃材は、弊社で引き受けた工事等によって排出されたもので精一杯で、他社様から相談があっても、お断りせざるを得ないという現状です。

再生砕石の持つ行き先を確保するためにも、公共工事で積極的に再生砕石を利用して欲しいのですが、資材の採用基準がバージン原料にとって有利なものとなっています。行政が率先して再生砕石を採用するような政策をとっていただきたいですね。



※土壌汚染対策法

土壌汚染の状況の把握、及びその汚染による人の健康被害の防止を目的として平成15年2月15日に施行。一定規模(3,000m²)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるときは、土地所有者等は指定調査機関で調査を行い、その結果を報告しなければなりません。土壌汚染による健康被害が生じるおそれがあるときは、土地の所有者などに汚染の除去などの措置が命じられます。

INTERVIEW

INTERVIEW

**Q
8****産業廃棄物協会に望まれることなどは？**

産業廃棄物協会には、業界の抱える問題を集約して行政などに働きかけ、産業廃棄物の適正処理がスマーズに行われる社会づくりを目指してほしいです。

産業廃棄物の発生量が減少して、仕事の取り合いが起こって価格が下がってきて困っているという問題があるかもしれません、私が訴えて欲しいことはそのようなことではありません。

先ほど、仕事をしていて感じることでもお話をさせていただきましたが、再生砕石に対しては、風評被害や公共工事での活用が進まない基準の存在があります。今、国を挙げてリサイクルの必要性を求めているにもかかわらず、現状に目を向けるとリサイクル製品の活用が進まない状況になっているように思います。

私たちのように再生砕石を製造している会社は少ないかもしれません、リサイクル製品の活用を阻んでいる“ねじれ現象”が解消されるよう、業界の意見を集約して行政などに提言をしてほしいと考えています。

**Q
9****社長の子供のころの夢やご趣味などを
お聞かせいただけますか？**

子どものころを振り返ると、私は父の働く姿の背中を見て育ってきたと思っています。父の働く姿を見ていて、将来は会社を受け継ぐものだと自然と考えるようになっていました。よく、子供のころの夢を聞かれますが、今の会社を継いで会社を大きくしたいという気持ちが強かったと思います。

趣味はゴルフ、マリンスポーツ、旅行などです。息子1人と娘3人ありますが、家族サービスの一環で、毎年、家族旅行に行ったり、夏はマリンスポーツに出かけたりしています。

**Q
10****最後に、御社のホープを
ご紹介いただけますか？**

今回、取材のお申し込みを頂いたときに、社員の紹介をして欲しいと言われたのですが、とても悩みました。一人一人の従業員を思い起こした結果、私は全員がホープだと考えるようになりました。

これからは誰か一人が会社を引っ張り、それに皆がついていくという時代ではありません。長引く不景気という非常事態の現在、社員全員が危機感を持って一丸となって生き残っていかなければなりません。それぞれ、能力の差や得意分野が様々ですが、社員全員が“大松土建の社員である”というプライドを持ちながら、協力し合って会社を引っ張っていってもらいたいと考えています。



新刊紹介

赤澤 健一

『遺品整理業、始めました。～廃棄物ビジネスからソーシャルビジネスへ～』

(出版文化社、2012年)



特定の業界に焦点を当てた「ビジネス本」は多数あるが、廃棄物処理業を取り上げたものは他にあまり例を見ない。本書は、その廃棄物処理業を経営する著者が業界を取り巻く環境や自社の現状と改善のための取組みについて紹介した渾身の「啓蒙書」である。

取組みに際し貫しているのは、「知の巨人」と称賛されるP. F. ドラッカーの思想にあるように、「企業は社会のために存在するものであり、従ってそれは目的ではなく手段である」という哲学である。廃棄物処理業を「社会共通資本」としてとらえる、そのような理念は、当時同業者間では十分に認知されていなかった「CSR」の導入（本書にあっては「自社の透明化」）となって現れ、これに基づく経営は、本書の副題にもあるように、「廃棄物ビジネス」の枠を越えて「ソーシャルビジネス」へ結実していくことをしている。依然として試行錯誤の最中ではあろうが、その一つの答えが「遺品整理業」であるということなのだろう。やや既成の経営学等による影響に引きずられている感が否めないが、それ以上に業界やビジネスの発展に対する著者の情熱を感じて余りある。

これからも、その経営手腕に注目していきたい。

社団法人大阪府産業廃棄物協会事務局次長 龍野 浩一

一般社団法人廃棄物資源循環学会

『災害廃棄物分別・処理実務マニュアル～東日本大震災を踏まえて～』

(ぎょうせい、2012年)



“がれき”にどう対応すべきか——災害廃棄物（がれき）処理実務はもちろん、地域防災計画策定に役立つ手引き書。東日本大震災により、被災地では大量の災害廃棄物（がれき）が発生し、その処理が課題となっています。本書は、大震災発生直後に「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」を発足し、東北の被災地を中心に支援・調査研究を行ってきた廃棄物資源循環学会の編著による、現場目線の実務マニュアルです。関係法令や国等の制度解説はもちろん、写真・図表・実例などを豊富に掲載しています。こんなとき、本書のノウハウが役に立ちます！・市町村担当職員の方が、自らの計画を立案・見直しするとき。・都道府県担当職員の方が、市町村とともに計画を立案・見直しするとき。・市民の方々やその他の組織が、自治体等の計画立案・見直しに参画するとき。

amazon.comから引用

企業の排出事業者責任が問われています。リスク管理は万全ですか？

廃棄物管理士講習会 (産業廃棄物排出事業者講習会)

お申込み受付中!!

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

受講料

10,000円（資料代／消費税込み）

開催期日

	開催期日	受講日数	定員
平成24年	10月5日(金)	1日	100名
	12月14日(金)	1日	100名
平成25年	1月25日(金)	1日	100名
	3月22日(金)	1日	100名

開催場所

会場：天満研修センター

大阪市北区鶴町2-21 TEL 06-6354-1927



平成24年度法令改正版

廃棄物管理士講習会用教材

廃棄物管理の実務

(平成24年度)

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

Osaka Prefecture Industrial Waste Association

好評発売中!!
(2,000円)



受付機関

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5(中央谷町ビル5階) TEL 06-6943-4016 FAX 06-6942-5314

●●● 研修会開催のお知らせ ●●●

(公社) 全国産業廃棄物連合会では、以下の研修会を開催致しますので、ご案内申し上げます。

【産業廃棄物処理実務者研修会～基礎コース～】

1. 目的

産業廃棄物を取り扱う実務担当者に委託契約、マニフェスト（産業廃棄物管理票）、帳簿等の幅広い基礎知識を習得する。

2. 開催日程

	開催地	開催期日	会場名	定員
1	埼玉県	平成24年9月10日(月)	さいたま共済会館	150
2	奈良県	平成24年9月21日(金)	橿原市商工経済会館	100
3	山形県	平成24年9月26日(水)	ヒルズサンピア山形	100
4	三重県	平成24年10月4日(木)	四日市市商工会議所	100
5	群馬県	平成24年10月16日(火)	群馬建設会館	150
6	鳥取県	平成24年10月24日(水)	県立倉吉体育文化会館	100
7	福井県	平成24年11月15日(木)	ユニオンプラザ福井	100
8	神奈川県	平成24年11月21日(水)	Lプラザかながわ	150
9	佐賀県	平成24年11月27日(火)	マリトピア	100
10	秋田県	平成24年12月4日(火)	ホテルメトロポリタン秋田	150
11	高知県	平成24年12月13日(木)	高知会館	100
12	長崎県	平成25年2月6日(水)	長崎県勤労福祉会館	100
13	東京都	平成25年2月13日(火)	ベルサール西新宿	150

3. 研修概要

- ・座学形式で行い、1日実施（10：00～16：30）
- ・すべての科目を受講し、研修会を修了された方に、修了証を交付。
- ・受講料は、7,000円（税込・テキスト代を含む）

【産業廃棄物処理業従事者能力アップセミナー】

1. 目的

入社後3～5年程度以上の業務経験がある従業員を対象に、更なるステップアップを目指す。

2. 開催日程 ◎営業コース

開催日	会場名
平成24年9月13～14日	連合会会議室
平成24年10月11～12日	大阪府私学会館
平成24年11月15～16日	福岡商工会議所
平成24年12月6～7日	名古屋市中小企業振興会館
平成25年2月7～8日	連合会会議室

◎現業管理コース

開催日	会場名
平成24年9月27～28日	名古屋市中小企業振興会館
平成24年10月18～19日	連合会会議室
平成25年1月24～25日	大阪府私学会館

※定員は30名

3. 研修概要

- ・「営業」と「現業管理」の2コースで、2日間実施
- ・カリキュラムは、基本講義以外、参加者自身が作業する個人研究とグループワークで構成
- ・すべての科目を受講し、研修会を修了された方には、修了証を交付
- ・受講料は、31,500円（税込・テキスト代含む）

受講申込・問合せ先

(公社)全国産業廃棄物連合会のHP (<http://www.zensanpaisen.or.jp>) をご覧頂くか、事業部・研修会担当 (TEL 03-3224-0811) までご連絡下さい。

Clean Life

クリーン
ライフ

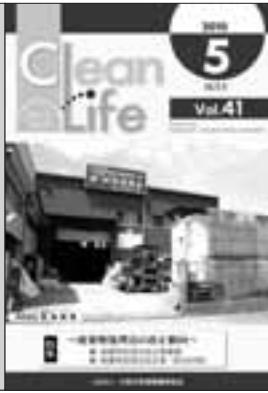
これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

- 廃棄物処理法の改正動向



第41号（平成22年5月28日発行）

- 改正廃棄物処理法 政省令（新旧対照）



第44号（平成23年4月1日発行）

- 放射性廃棄物の処理



第47号（平成23年12月2日発行）

- 「産業廃棄物処理業者の経理的基礎」について
考える



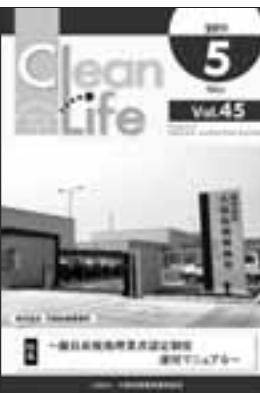
第39号（平成21年12月1日発行）

- 続・廃棄物処理法の改正動向



第42号（平成22年9月13日発行）

- 認定制度運用マニュアル



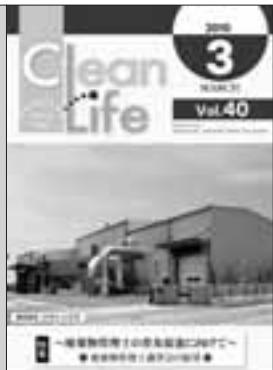
第45号（平成23年5月27日発行）

- 大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針



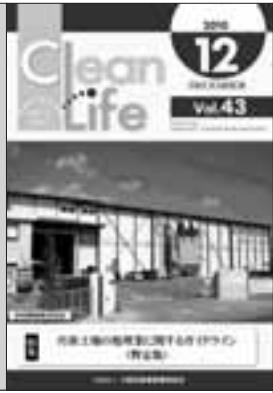
第48号（平成24年3月26日発行）

- 廃棄物管理士の普及促進に向けて



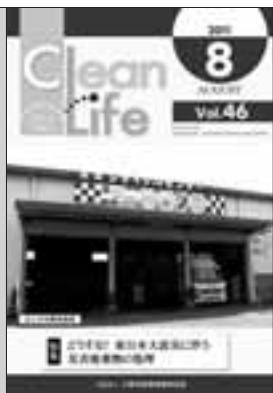
第40号（平成22年3月10日発行）

- 汚染土壤の処理業に関するガイドライン（暫定版）



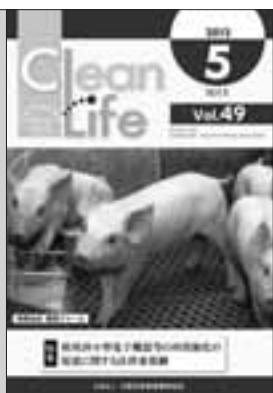
第43号（平成22年12月3日発行）

- どうする？ 東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理



第46号（平成23年8月31日発行）

- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案要綱



第49号（平成24年5月25日発行）

連絡先：社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

社団法人 大阪府産業廃棄物協会
の

出版物



<p>● マニフェストのしくみ</p> <p>よくわかるシリーズ1 2011年10月1日発行</p>	<p>● 通知で見る廃棄物処理法</p> <p>廃棄物法制等普及促進シリーズVOL1 2009年4月1日発行</p>
--	--

<p>● 産業廃棄物処理業の 経理的基礎のあり方</p> <p>廃棄物法制等普及促進シリーズVOL2 2010年3月31日発行</p>

<p>● 産業廃棄物処理業における 労働安全・衛生のあり方</p> <p>廃棄物法制等普及促進シリーズVOL3 2011年3月31日発行</p>
--

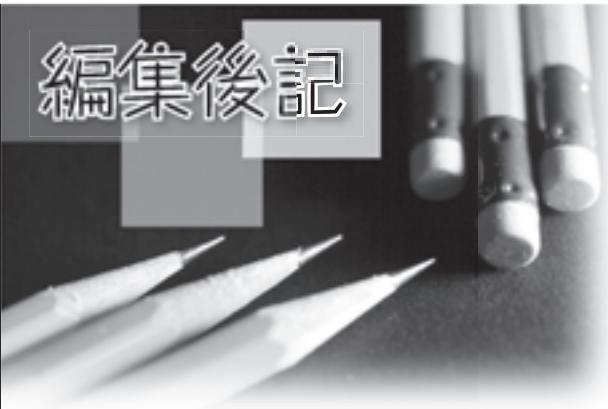
<p>● 産業廃棄物処理業における ヒヤリ・ハットの事例分析</p> <p>廃棄物法制等普及促進シリーズVOL4 2011年12月1日発行</p>

<p>● 廃棄物収集作業マニュアル</p> <p>廃棄物法制等普及促進シリーズVOL5 2012年5月1日発行</p>

<p>● 循環資源市場実態レポート</p> <p>廃棄物法制等普及促進シリーズVOL6 2012年5月1日発行</p>

<p>● 産業廃棄物埋立処分場の 公共関与のあり方</p> <p>廃棄物法制等普及促進シリーズVOL7 2012年5月1日発行</p>

連絡先：社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016



当協会の公益法人化について、平成24年6月29日付けで大阪府公益認定委員会から松井一郎府知事あてに基準適合の答申書が出ました。

移行認定の日付は、決算の都合上、登記の日は平成25年4月1日が適切であるとの判断で、平成25年3月19日として頂きました。

大阪府の担当者の並々ならぬ指導や当協会の弁護士・会計士の尽力を得て、相当な時間と労力を費やして、やっとの思いで答申にこぎつけた訳です。事務局を預かる者にとって大変うれしい思いをさせて頂きましたが、そうそう浮かれているわけにはいけません。

登記すなわち公益法人発足までの間、事務局の体制や規定類の整備などかなりの事務をこなす必要もあり、言わば「うれしさも中くらいのおらが春」状態です。

さて、一般に、公益法人は、形としての力を持っていることは強く印象づけられます。

また、公益法人には、これまで以上に経理的透明性やコンプライアンスなどが求められるなど堅苦しさがあるという人もいます。それは、事実であると言うべきでしょう。

しかし、今こそプラス思考に立ち、公益法人として向かうべき道と具体的な方途を考える機会もあります。ある事業家の言葉に「ビジョンは、人に夢を与えて前向きにします。」とあります。新たな出発点であるとの認識に立ち、公益法人にふさわしい道と具体的な方途を模索しながら、円滑な運営を期す必要があると考えます。

せっかく、公益法人という立派な看板、あるいは鎧（よろい）を着させて頂いたのですから、とにかく、その名を汚すことがあってはいけないと心しています。

決して、公益法人という看板が、「紺緘（ひおどし）の鎧」とならないよう「驕り」や「慢心」に陥らず、努力することを怠たらず、謙虚さを失わないようしたいと自戒しています。

結びに、当協会内部のみならず外部の関係各位のこれまでのご理解・ご協力に感謝するとともに、今後も引き続きご理解・ご協力を賜るようお願いいたします。

(裕)

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

近畿地区 平成24年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間、受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成24年 4月					大阪会場：26日		大阪会場：25日
5月	京都会場 8日～9日 兵庫会場 22日～23日	奈良会場 15日～17日			京都会場：10日 兵庫会場：15日		京都会場：11日 兵庫会場：16日
6月	大阪会場 6日～7日 奈良会場 19日～20日				奈良会場：21日	滋賀会場 19日～20日	奈良会場：22日
7月	滋賀会場 10日～11日 和歌山会場 24日～25日		兵庫会場 17日～19日		滋賀会場：3日 大阪会場：20日	京都会場 24日～25日	滋賀会場：4日 大阪会場：19日 兵庫会場：20日
8月	大阪会場 22日～23日	兵庫会場 21日～23日					大阪会場：24日
9月	京都会場 4日～5日			大阪会場 24日～27日	京都会場：6日 兵庫会場：11日 和歌山会場：20日		京都会場：7日 兵庫会場：12日 和歌山会場：21日
10月	兵庫会場 16日～17日				大阪会場：25日	大阪会場 11日～12日	大阪会場：24日
11月	滋賀会場 13日～14日				奈良会場：22日 京都会場：29日		滋賀会場：15日 京都会場：30日
12月	大阪会場 18日～19日				兵庫会場：4日		兵庫会場：5日 大阪会場：20日
平成25年 1月	和歌山会場 29日～30日				大阪会場：23日 滋賀会場：29日 和歌山会場：31日	兵庫会場 24日～25日	大阪会場：22日 滋賀会場：30日
2月	京都会場 6日～7日 兵庫会場 21日～22日		大阪会場 26日～28日		京都会場：13日		京都会場：14日
3月	大阪会場 12日～13日	京都会場 5日～7日			兵庫会場：14日		大阪会場：14日 兵庫会場：15日

注1 産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は4日間になります。

注2 特別管理産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は5日間になります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場  (社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL: 077(521)2550 (こうぜんビル2階)	大阪会場  (社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 TEL: 06(6943)4016 (中央谷町ビル5階)	奈良会場  (社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL: 0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場  (社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL: 075(694)3402 (Johnsonビル2階)	兵庫会場  (社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通4-1-12 TEL: 078(371)3177 (日新ビル301)	和歌山会場  (社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL: 073(435)5600 (酒直ビル3階)

Clean Life vol.50

クリーンライフ

第50号



平成24年9月18日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

T E L : 06-6943-4016

F A X : 06-6942-5314

会長 國中 賢吉

組織広報委員長 白坂 悅夫

